

# 南アフリカ進出・投資ガイドブック

2024年3月

独立行政法人日本貿易振興機構（ジェトロ）

ヨハネスブルク事務所

#### 報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ヨハネスブルク事務所が、現地法律事務所 Bowman Gilfillan Inc（Kate Peter弁護士およびRyan Kitcat弁護士）・斎藤公紀弁護士（西村あさひ法律事務所より出向）と共同で作成し、2024年3月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正および運用の変更などによって、内容が変更される場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。ジェトロおよびBowman Gilfillan Incは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよびBowman Gilfillan Incがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

#### 本報告書に関するお問い合わせ

ジェトロヨハネスブルク事務所 [SUY@jetro.go.jp](mailto:SUY@jetro.go.jp)

## 目次

<u>SECTION1 南アフリカへの進出形態</u>	5
1.1 南アフリカの法制度の概要	
1.2 南アフリカにおけるビジネスに関連する最近のトピック	
1.3 南アフリカへの進出形態	
1.4 進出形態の比較	
1.5 設立登記手続	
1.6 年次申告と会社の運営体制	
1.7 清算手続	
1.8 対外投資	
1.9 投資優遇制度	
1.10 業種別規制	
<u>SECTION2 合併・買収(M&amp;A)</u>	21
2.1 はじめに	
2.2 南アフリカのプライベートM&Aの動向	
2.3 南アフリカのプライベートM&Aでの検討事項	
2.4 M&Aプロセスの概要	
2.5 デューデリジェンス	
2.6 M&A取引のストラクチャー検討	
2.7 M&A取引契約書	
<u>SECTION3 租税、マネーロンダリングおよび贈収賄防止</u>	31
3.1 南アフリカでの法人税の概要	
3.2 法的根拠	
3.3 法人所得税の概要	
3.4 源泉徴収税(Withholding tax)の概要	
3.5 租税条約	
3.6 付加価値税	
3.7 個人税制	
3.8 その他の主な税金	
3.9 その他国際取引に係る主な税制	
3.10 マネーロンダリングに係る規制	
3.11 贈収賄・汚職防止に係る規制	
<u>SECTION4 雇用および労働法</u>	51
4.1 適用される法律	

- 4.2 求人
- 4.3 雇用契約
- 4.4 賃金
- 4.5 労働時間・休憩・休日
- 4.6 休暇
- 4.7 就業規則
- 4.8 安全衛生
- 4.9 解雇、退職金
- 4.10 社会保障制度
- 4.11 Black Economic Empowerment(黒人経済力強化政策) および雇用均等法

SECTION5 その他重要な法令・制度(個人情報保護法、紛争解決手段) ..... 66

- 5.1 南アフリカの個人情報保護法(POPIA)
- 5.2 南アフリカの紛争解決手段の概要

## Section 1: 南アフリカへの進出形態

### 1.1 南アフリカの法制度の概要

南アフリカ共和国(以下、南アフリカ)の法制度は、イギリスから受け継いだコモンロー制度、オランダから受け継いだローマ法系の民事法制度、多種多様な先住民族から受け継いだ慣習法制度(アフリカ慣習法)等様々な異なる法制度が組み合わさった混成法制度です。

イギリスから受け継いだコモンロー制度は、司法制度や手続法等の分野(憲法、会社法、民事手続法、刑事手続法、証拠法)で強い影響力を残している一方で、オランダから受け継いだローマ法系は実体私法等の分野(契約法、不法行為法、民法総則法(Laws of Person)、物権法、親族法)に関して強い影響力を有しており、南アフリカの法制度は相互に関連しているため、非常に複雑です。

### 1.2 南アフリカにおけるビジネスに関連する最近のトピック

#### 1.2.1 金融活動作業部会(Financial Action Task Force(FATF))によるグレーリスト<sup>1</sup>

FATFは、2023年に南アフリカがマネーロンダリング対策やテロ資金供与を防止するための十分な法律を整備していないとして、同国をグレーリスト(強化監視対象国・地域)に追加しました。FATFが今後、実行すべき具体的なアクションプランを南アフリカ政府が実行したと認定すれば、リストから削除されます。

FATFは、2024年中に相互審査(mutual evaluations)会合を開催予定で、同会合の結果をまとめた第一回相互評価報告書は、2025年10月の全体会合にて提出が予定されています。その後、2027年および2028年の相互審査の会合で再び審査される予定です。そのため南アフリカは、受益的所有者(beneficial ownership)に関する開示義務の強化など多くの法改正を実施し、グレーリスト解除に向けた取り組みを進めています。これらの取り組みが功を奏せば、グレーリストに載せられてから2年以内に当該リストから削除されたモロッコやモーリシャスに続くことが期待できます。

グレーリスト化で懸念されるのは、海外投資家の投資意欲にマイナスの影響を与える可能性があることです。南アフリカ国内の企業に投資しようとするとき、より広範なデューデリジェンスを求める必要があり、海外規制当局の監視が厳しくなる可能性があり、同国企業の投資案件の確実性やクロージングに影響を与えると予想されます。また、南アフリカの企業(進出する外資企業も含む)は、銀行口座を開設する時、企業・知的所有権委員会(CIPC)および南アフリカの銀行に当該企業の最終的な受益的所有者(UBO: ultimate beneficial owner)の詳細な情報を提供しなければならなくなります。

#### 1.2.2 会社法と証券取引法の規制改革

南アフリカの会社を規律する主要な法律である2008年会社法<sup>2</sup>は、事務処理負担の軽減、投資家への魅力の向上、条文内容の明確化、開示要件の強化を目的とした会社法改正の過程にあり、2024年後半に改正される予定です。南アフリカの主要な証券取引所であるヨハネスブルク証券取引所(JSE)も、新規ビジネス企業を誘致し、資本市場を奨励する目的で、重要な規制改革を実施しました。

<sup>1</sup> [Jurisdictions under Increased Monitoring - 23 February 2024 \(fatf-gafi.org\)](https://www.fatf-gafi.org/jurisdictions-under-increased-monitoring)

<sup>2</sup> Companies Act No 71 of 2008

### 1.2.3 アフリカ大陸自由貿易圏 (AfCFTA)

世界最大の自由貿易地域を目指すアフリカ大陸自由貿易圏(AfCFTA)に関しては、高い注目が集まっています。AfCFTA設立協定の締約国は54カ国、批准国は46カ国（2024年3月時点）です。物品・サービスの貿易、紛争解決メカニズム、知的財産、投資、競争政策、電子商取引およびデジタル貿易に関する議定書は、現在、策定中です。その他、地域のバリューチェーンの発展を通じた生産の刺激、世界市場への供給にアクセスするアフリカ企業の能力強化、経済・商業外交の強化なども期待されます。

### 1.2.4 競争法・反トラスト法

昨今、南アフリカ競争委員会(South African Competition Commission)は、M&A取引における合併審査において、公共の利益(public interest)の検討に重きを置いていることに留意が必要です。競争委員会は、合併を認めるに当たって、当該合併が公共の利益に反していないということだけではなく、公共の利益の意味の中に、合併により従業員をみだりに削減することを禁止し、歴史的に不利な立場にある人々(黒人など)を株主として参加させることを求める審査判断を多く行っています。そのため、彼らを株主として参加を促し、従業員保護のために従業員持株制度を確立することを条件に、競争委員会が合併を承認する事例が見られます。これについては、P22 Section 2(合併・買収)により詳細に説明します。

### 1.2.5 黒人権利拡大政策 (Black Economic Empowerment)

黒人経済力強化政策（以下、B-BBEE）も引き続き南アフリカの投資において留意が必要です。新しい従業員持ち株規制(employment equity regulation)の提案、上記1.2.4で述べた競争委員会による公共の利益(public interest)の検討、ヨハネスブルク証券取引所のB-BBEEセグメントの上場要件の変更提案などが挙げられます。これらについては、P22 Section 2(合併・買収)およびP52 Section 4(雇用および労働法)により詳細に説明します。

### 1.2.6 海外直接投資

南アフリカは海外投資を積極的に誘致しており、多様で生産性の高い先進的な経済、豊富な天然資源、透明性のある法制度、民主的な選挙制度など、投資家にとって魅力的な資源や制度が多くあります。貿易産業競争省(Department of Trade, Industry and Competiton、以下DTIC)は、競争力のある新たな企業の成長と持続可能な産業の創出を奨励するための幅広い投資促進スキームを提供しています。

最近の競争法の改正では、外国の買収企業(foreign acquiring firm)が関与し、国家安全保障上の事項(national security interests)に影響を及ぼす合併について、国家安全保障規定に基づき承認を得なければならない制度が導入されました。しかし、当該規定はまだ未施行で、この規定に基づく届出範囲、要件、プロセスおよびメカニズムの内容の決定および取引を監督する執行機関の設置も行われていません。この規定はまもなく施行されると予想されていますが、現在は当局からの発表が待たれます。

### 1.2.7 フィンテック

フィンテックの分野では、新興のディスラプター(disrupters)<sup>3</sup>の急速な発展と成熟した従来型組織との連携・協業が増えています。最近の話題の1つは、南アフリカで金融商品に暗号資産が含まれるようになったことです。南アフリカの暗号資産に関する取引所は、2023年11月末以降、金融サービスプロバイダーの許認可を取得し運営することが義務付けられています。

<sup>3</sup> 新しいアイデアや技術を駆使し、従来のやり方に挑戦して時に従来の市場を破壊し革新をもたらす者をいいます。

ます。これについては1.10およびP22 Section 2(合併・買収)でも説明します。

### 1.2.8 国際情勢に準ずる主なトピック

南アフリカでも環境・社会・ガバナンス(ESG)問題への関心が高まっています。これは、資金調達、投資戦略、株主やその他の利害関係人の活動、情報開示の要件へ影響を与えます。これについてはP22 Section 2(合併・買収)でも説明します。

大規模なサイバー犯罪、それに伴う個人情報等の侵害は、世界的に増加し続けています。サイバー管理、脅威に対するアップデート、モニタリングとトレーニング、危機発生時の対応計画(継続的なレビューとテスト)の策定も重要なトピックとなっており、南アフリカでも個人情報保護法<sup>4</sup>が本格的に施行されたため、対応が必要です。P67 Section 5(その他の重要な法令・制度)でも説明します。

生成型人工知能(AI)の開発は、同国内でもビジネスに大きな影響を与えており、データセキュリティ、知的財産、責任に関連する新しい機会とリスクを生み出しています。企業と政府はイノベーションを制限することなく、他方で安全上の懸念に対処するために、それぞれ政策と法律を迅速に策定する必要があります。南アフリカは、南アフリカ情報協会(South African Intelligence Association)と呼ばれる団体を立ち上げ、関係者に責任あるAIを採用するよう奨励し、その規則に重点を置くことを推進しています。情報規則当局(Information Regulator)も、データ保護とAIに関する方針を策定しています。

## 1.3 南アフリカへの進出形態

外国企業が南アフリカに進出する最も一般的な2つの形態は、(i)外部企業の設立(駐在員事務所または支店)、(ii)子会社の設立(同国で設立された別会社)です。以下では、上記(i)および(ii)に加え、組合形態および個人事業形態についても簡単に説明します。

### 1.3.1 駐在員事務所・支店(外部企業(External Company))

日本企業が海外進出する際に、現地法人を設立せずに拠点を設ける場合には、駐在員事務所や支店を設置するのが一般的です。諸外国でみられる支店および駐在員事務所の形態は、南アフリカの会社法では、ともに外部企業として分類されます。

会社法によれば、外部企業とは南アフリカ以外の国で設立された企業であって、南アフリカ国内で営利もしくは非営利の活動を行う企業を指します(会社法第2条)。外部企業には営利活動を行う外部営利企業(External Profit Company)と、非営利活動を行う外部非営利企業(External non-Profit Company)の2つがあります。

営利企業と非営利企業の違いは以下の通りです。

営利企業(Profit Company)	非営利企業(Non-Profit Company)
・株主の経済的利益を目的として法人化または設立された会社をいう	・公益またはその他の目的のために設立された会社であり、その収益および財産が社員などの当該企業の所有者に分配されない会社をいう

<sup>4</sup> Protection of Personal Information Act 4 of 2013

会社法第23条は、外部企業 (External Profit Company および External non-Profit Companyともに含む) が南アフリカで営利活動 (Conduct Business、事業活動ともいう) または非営利活動を開始してから20営業日以内に企業・知的所有権委員会 (CIPC) に登録することを義務付けています。CIPC 登録は日本での法人登記に該当します。日本での駐在員事務所の形態は南アフリカでは外部企業と分類されるため、外部企業としてCIPCに登録が必要になり、営利活動の有無に関わらず、財務諸表などの作成義務も発生します。 CIPC の手続きについては、P13 1.5 設立登記手続で説明します。

以下の活動については、南アフリカにおける営利活動とみなされます。

- ・1名以上の従業員を雇用していること
- ・南アフリカ国内で事業活動を行っていること
- ・過去6ヶ月間に渡り一定の活動に従事していること

また、外国企業は、南アフリカにおいて下記に掲げた特定の活動 (certain specified activities) に加え、継続的に事業を行う意図があるという要件も満たした場合も営利活動とみなされる場合があります。

- ・外国企業の株主や取締役会などの会議の開催、または会社の内部事務を行っている
- ・銀行やその他金融機関の口座を開設、または維持している
- ・自社の資産の譲渡、交換、登録のための事務所や代理店を設立、または維持している
- ・借入の実施、不動産に対する抵当権・担保権の設定
- ・債務の保全または回収、抵当権または担保権の実行
- ・南アフリカの資産から利益を得ている

### 1.3.2 子会社(Subsidiary)の設立

南アフリカでは、以下の事業体を子会社として設立することができます。

#### A. 有限责任会社 (Limited Liability Company)

有限责任会社は、会社法上、営利企業および非営利企業の分類があり、営利企業は、更にA-1 非公開会社 (Private Company) またはA-2 公開会社 (Public Company) に分類されます。後述の制度設計要件を踏まえると、外国企業が南アフリカにて現地法人を設立する際、非公開会社 (Private Company) (一般的には、Pty Ltdと表記されている会社) が一般的な進出形態となります。

A-1 非公開会社 (Private Company) とは、株式の公募が禁止され、また株式の譲渡が制限されている会社の形態です。非公開会社の株主となり得る人または団体の数に制限はありません。任命される取締役の最低人数は1名です。取締役は自然人でなければなりませんが、南アフリカ法人の取締役が南アフリカの国民または居住者であることは要件ではないため、海外に居住する外国人でも南アフリカ法人の取締役になれる資格はあります。

A-2 公開会社 (Public Company)とは、株式譲渡に制限がない会社です。多くの場合、これらの株式は証券取引所に登録され、市場で自由に取引されています。公開会社の場合も株主数に制限はありませんが、少なくとも取締役3名、会計監査人1名、会社秘書役1名が必要です。

#### **B 個人責任会社 (Personal Liability Company)**

個人責任会社は、当該会社の現在および過去の取締役が会社の債務について会社と連帯して責任を負う形態の民間会社です。これらは通常、そのような事業体の個々の構成員が有限責任によって保護されるべきではないという規制要件がある専門的実務家によって構成される場合が大半です(例えば、法律事務所、建築事務所、エンジニアリング会社)。

#### **C 法人化された合弁事業 (Incorporated Joint Venture)**

法人化された合弁事業は、合弁事業の当事者がそれぞれ合弁事業企業の株式を保有する会社として設立された企業体です。

#### **1.3.3 その他の形態**

外部企業や子会社の設立のほかに、以下の形態を通じて南アフリカで事業を開始することができます。

##### **組合 (General PartnershipまたはLimited Partnership)**

組合は、関係する参加主体間の契約によって組織化される事業形態です。組合それ自体は別個の法人格を持ちません。General Partnershipとは、すべての当事者が組合に参加し、当該組合のため何らかの貢献を行い、各組合員が組合の債務の全額について責任を負う者です。Limited Partnershipは、当該組合の運営・管理を1つの事業体(通常、ジェネラル・パートナーまたはGPと呼ばれる)のみが行い、それ以外のすべての参加者(通常、リミテッド・パートナーまたは投資家と呼ばれる)は金融投資家のみであり、リミテッド・パートナーシップの運営・管理に参加する資格がない者を指します。Limited Partnershipのメリットは、責任の範囲が合意された資金的拠出(一般に資本コミットメントと呼ばれるもの)の範囲内に限定されるのに対し、ジェネラル・パートナーはLimited Partnershipの負債全額の責任を負います。

##### **個人事業主 (Sole Proprietorships)**

個人事業主は、個人にのみ関連し、個人が自己の利益のために事業を営んでいる者を言います。

##### **法人化されていない合弁事業 (Unincorporated Joint Venture)**

組合と同様に、法人化されていない合弁事業は独立した法人ではなく、法人化されていない合弁事業を具体的に規制する法的枠組みはありません。

#### **1.4 進出形態の比較**

上記1.3で述べた事項を要約しますと、それぞれの進出形態の特徴は以下の通りです。

	外部企業 非営利 (External Non-Profit Company)	外部企業 営利 (External Profit Company)	子会社 (Subsidiary)
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利活動不可、情報収集のみ</li> <li>・外国にある本店と法的一体であるため、責任は本店の役員に及ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利活動可</li> <li>・外国にある本店と法的一体であるため、責任は本店の役員に及ぶ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営利活動可</li> <li>・独立した法人として登記されるため、責任は現地法人の役員のみ及ぶものであり、本店の役員には及ばない</li> </ul>

また、子会社のサブカテゴリーの中で非公開会社と公開会社がありますが、それぞれの特徴は以下の通りです。

	子会社(有限責任会社)	
	A-1 非公開会社 (Private Company)	A-2 公開会社 (Public Company)
普通株	指定なし	指定なし
資本金	規定なし	規定なし
出資者数	1名以上	1名以上
出資者の責任	出資額を限度とする	出資額を限度とする
出資持分の譲渡	定款(memorandum of incorporation(MOI))にて規制	自由
必要な役員の人数	取締役1名以上	取締役3名以上 会計監査人1名以上 会社秘書役1名以上
定時株主総会	定款の定めによる	会社設立日から18ヶ月以内 その後1年に1回 ただし、当該総会が最終の総会から15ヶ月以内に開催を条件
株式公開の可否	不可	可
株式会社への組織変更の可否	可	可
利益に対する分配	取締役会の決議による	取締役会の決議による

子会社を設立する場合には、取締役を設置が必要です。A-1 非公開会社およびA-2 公開会社共に、設立にあたり一定の取締役・役員を任命する必要があります。会社法上、会社の業務は取締役会の決議により運営されなければならず、取締役会は、会社法または会社の定款で別段の定めをする場合を除き、会社のすべての権限を行使し、その職務を遂行する権限を有します。取締役会は、会社法上、会社の重要な意思決定機関であります。したがって、取締役会のメンバーを適切に検討する必要があります。

子会社の役員に関する比較表は下記の通りです。

		子会社現地法人	
		A-1 非公開会社	A-2 公開会社
取締役	員数	1名以上	3名以上
	任期	規定なし	規定なし
	国籍・居住地	規定なし	規定なし
取締役会		設置	設置
会計監査人	選任の要否	任意	必須
	任期	会社の場合：5年 個人の場合：2年 (選任した場合)	会社の場合：5年 個人の場合：2年
会社秘書役	員数	任意	1名以上

上記の表に記載した役員に加え、2011年の税務行政法<sup>5</sup>は、南アフリカで事業を行う、または、オフィスを構えるすべての会社に対し、以下の要件に該当するPublic Officer（納税管理人）を常駐で選任することが必要です。Public Officerの立場で行われたすべての行為は、当該会社の行為とみなされます。

Public Officerの資格要件は、下記の通りです。

- ・ 南アフリカに居住する自然人（個人）である
- ・ 納税代理人の役割を果たすことができる
- ・ 会社、もしくは税務行政法の目的範囲内でPublic Officerの選任権限のある会社の代理人が指名した人である

選任手続きは、会社が南アフリカで事業の開始または事業所の取得から1ヶ月以内に任命される必要があります。それまでにPublic Officerを任命しなかった場合は、税務長官(Tax Commissioner)が取締役または会社秘書役をPublic Officerとして任命することもできます。これらの手続きに違反した会社は、罰金を課される可能性もあります。

Public Officerの役割を会計事務所、会社秘書役代行会社 (company secretarial firms) ま

<sup>5</sup> Tax Administration Act 28 of 2011

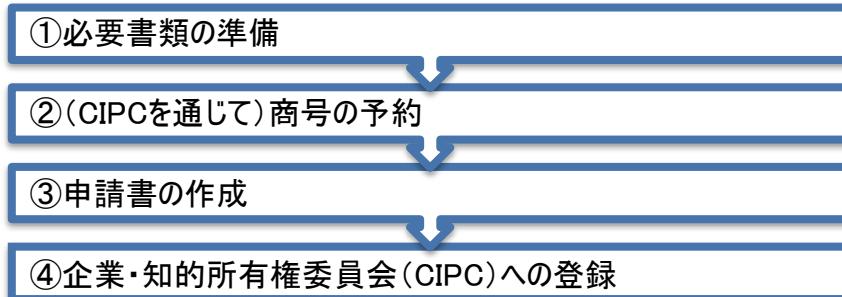
たは法律事務所などに所属する個人に委託することは可能ですが、Public Officerは、税務に関する役職であるため、2011年税務行政法その他の関連法令に精通した者に委託する必要があります。このようにPublic Officerは、第三者に委託できるため、会社との間で雇用契約を締結する必要はありません。

## 1.5 設立登記手続

### 1.5.1 外部企業(External Company)の設立登記

外部企業を設立する場合、企業・知的所有権委員会(CIPC)へ登録する必要があります。南アフリカで外部企業を設立する際の手順について大まかな流れを以下で説明します。

#### 外部会社設立のフロー:



#### ① 必要書類の準備

CIPCに提出する本社が準備する必要書類は以下の通りです。

- ・発起人および全取締役のパスポートコピー
- ・本社から発起人への委任状<sup>6</sup>
- ・外部企業の設立および上記委任状の承認する旨の本社の機関決定
- ・本社登記事項証明書(またはこれに準じる書面)
- ・本社定款
- ・南アフリカにおける賃貸契約書

全ての書類は英語で作成されている必要がありますが、本社の資料が英語以外の言語で作成されている場合、英語への翻訳が必要となります。また、発起人および全取締役のパスポートコピー、本社定款は公証役場にて認証処理を行う必要があります。

一般的に在日外国公館、もしくは諸外国政府に提出する書類は、日本の法務局、公証人、外務省の公印が押印されている必要があります。公証役場における書類の認証とは、上記3点の押印を行うことを指します。公証役場にて公証人に書類認証を依頼する際は、申請者の身分証明書が必要です。また、公証役場で認証の代理申請を行う場合は、原則、印鑑証明に

<sup>6</sup> 当該発起人が外国企業に代理して外部企業の設立権限を有していることをいいます。

登録された社印(個人の場合は実印)が押印され、印鑑証明に登録されている者の署名がされた公証委任状、公証委任状に押印された印の印鑑証明書(法務局より発行されてから3カ月以内のもの)、代理委任者が法人の場合は、登記簿謄本(法務局より発行されてから3カ月以内のもの)、印鑑証明書・登記簿謄本の書類の原本還付を受ける場合は、代理人の身分証明書と印鑑が必要となります。

## ② 商号の予約（一般的に予約まで3営業日程度）

外部企業の商号を予約するには、申請フォームCoR9.1（CIPCの[ウェブサイト](#)からダウンロード可能です）に必要事項を記入し、CIPCに提出します。商号にすることのできる内容の詳細は、子会社設立に関する1.5.2で詳述します。

## ③ 申請書の作成

申請フォームは、企業・知的所有権委員会（CIPC）の[ウェブサイト](#)からダウンロードすることができます。外部企業の設立に必要となる申請フォームは以下の3点です。

- FormCoR20.1 : Notice of Registration of External Company
- FormCoR20.1Annexure A : Directors of External Company
- FormCoR21.2 : Notice of Person Authorized to Accept Service

## ④ 企業・知的所有権委員会（CIPC）への登録（承認までにかかる期間は約3週間程度）

必要書類の準備と会社名の予約の完了後、上記③記載のすべての書類をCIPCへ提出します。承認が下り次第、CIPCより登録証明書が発行されます。この登録証明書の発行をもって、外部企業設置のプロセスが完了します。

### 1.5.2 子会社(Subsidiary)の設立登記

現地法人(子会社)の設立登記にあたっては、現地法人の機関設計や構成を慎重に検討する必要があります。なお、南アフリカでは、既に設立されているが、まだ活動していない既成会社(shelf company<sup>7</sup>)を購入することで事業を開始することも可能です。当該既成会社を買収するというオプションも南アフリカではよく使われており、外国企業がゼロから会社を設立するよりも早く現地法人(子会社)を設立することができます。

<sup>7</sup> 会社運営サービス会社(company secretarial service provider)によって既に法人設立されているが、一度も事業取引をしていない休眠会社で資産・負債もない非公開会社です。

## 子会社設立のフロー：



### ① 初期対応

#### ・商号の決定（一般的に予約まで3営業日程度）

南アフリカでは、商号は、文字や数字、句読点を含めた単語にて設定します。また、+, &, #, , %, =などの記号も使用することができます。会社法にて、既に登録されている国内企業および外部企業の商号、国家を表す総称(government, state, United Nations)などは使用が制限されています。外部企業と同様に、商号を予約するには申請フォームCoR9.1 (CIPCのウェブサイトからダウンロード可能)に必要事項を記入し、CIPCに提出します。

#### ・現地法人機関設計の決定

現地法人の機関設計や構成を検討するための考慮要素は以下の通りです。

株主	非公開会社の場合、株主数は最低1名から設立が可能です。
取締役	取締役は、必ず1名以上設置が必要です。取締役は会社法、現地法人定款の範囲内でその職務を行います。また、定款に取締役の最低人数および最大人数を規定することも可能です。
会計監査人	会計監査人については定款に記載することで任意に設置することができます。
会社秘書役	非公開会社の場合は設置義務がありませんが、会計監査人同様、必要とする場合は定款に記載することで任意に設置することができます。

#### ・資本金額の決定

非公開会社は、会社法上の最低資本金要件がないため、1ランドから会社設立が可能となります。しかし、会社運営上の観点から、事業に見合った金額を設定する必要があります。一般的には、南アフリカの会社は普通株式1000株の授権株式資本で設立されています。株主

が会社の授権株式資本の増加を希望する場合、株主総会の特別決議(special resolution)<sup>8</sup>が必要です。したがって、会社の授権株式資本は、将来の事業運営および将来の追加株式の発行を必要とするか否かを考慮した上で設定する必要があります。

## ② 定款 (MOI) の作成

子会社は、南アフリカ法人として登記されるため、memorandum of incorporation (MOI) という所謂現地法人の定款を作成する必要があります。定款は会社法に基づき作成しますが、南アフリカの場合、定款にはCIPCが発行する所定のフォーム(Form CoR15.1A)または独自のオーダーメイドのフォーム(bespoke MOI)で作成することができます。MOIの規定内容と会社法の規定内容との間で矛盾抵触がある場合、会社法の規定が優先します。会社法の規定の中には、定款によって自由に変更できる条項もあります。

非公開会社の定款には、一般的には以下の規定が含まれます。

第1章 総則

第2章 株式

ここでは、普通株以外の種類株などの複数の株式の設定をするか（種類株を設定する場合どのような条件を設定するのかも含みます）、株式譲渡についてどのような条件を適用されるべきか等を記載します。

第3章 株主総会

ここでは、株主総会を招集できる人物、議決権行使方法、株主総会開催頻度の決定などを記載します。

第4章 取締役

ここでは、取締役の最少人数・最大人数、指名のための方法などを記載します。

なお、定款には、一部の決議事項に関して少数株主や特定の株主保護のため当該株主の承認がなければ行うことができない特定の事項(reserved matters)を含めることも可能です。

## ③ 企業・知的所有権委員会 (CIPC) への登録

現地法人設立にあたり、以下の事項を企業・知的所有権委員会(CIPC)に提出します。

- FormCoR14.1 : Notice of Incorporation
  - FormCoR15.1A : 所定定款フォームまたは独自のオーダーメイドのフォーム
  - 全取締役の就任承諾書(letters of acceptance of appointment)および身分証明書(南アフリカ国民でない場合はパスポートの認証済コピー、南アフリカ国民の場合は身分証明書<sup>9</sup>)
  - 新会社設立を承認する旨の株主の承認
  - 発起人が新会社設立を行う場合は、株主から権限を受諾した旨の委任状
- 登録申請後、申請に問題がなければ約1カ月でCIPCにて承認されます。

<sup>8</sup> 特別決議は総株主の75%以上の賛成により決定されます。

<sup>9</sup> これらの書類は、CIPCの提出日から3ヶ月以内に認証されなければなりません。

#### ④ 法人登記の完了

上記、Notice of Incorporation (Form CoR14.1) および定款 (FormCoR15.1A) の申請が承認され次第、設立証明書 (Certificate of Incorporation) が発行されます。これを以て現地法人の設立は完了し、銀行口座の開設が可能になります。

現地法人設立後、最終的な受益的所有者 (UBO: ultimate beneficial owner) をCIPCに開示する義務があります。これは、当該子会社の誰が受益的所有者である自然人なのかを特定するためです。

#### ⑤ 銀行口座の開設

銀行口座を開設するためには一般的に以下の書類が必要になります。

- ・現地法人の設立証明書
- ・現地法人の賃貸契約書
- ・現地法人取締役の身分証明書
- ・現地法人定款

上記に加え、口座開設を行う銀行によって別途必要書類が異なります。時間に余裕をもって、事前に銀行に問い合わせることをお勧めします。

### 1.6 年次申告と会社の運営体制

---

すべての企業は、毎年一定期間内にCIPCに年次申告書(Annual Returns)を提出することが法律で義務付けられています。 CIPCは、企業に関する最新情報を確実に保有し、企業がどのような事業活動を行っているかどうかを確認します。監査を受ける必要がある会社は、年次申告書とともに年次報告書(Annual Financial Statement)の写しを提出します。

前述のように、すべての登録企業は、CIPCに対して最終的な受益的所有者 (UBO: Ultimate Beneficial Ownership) の情報を提出する必要があります。受益的所有者とは、直接・間接的を問わず、最終的に会社を所有または有効に支配する自然人を意味します。この情報を開示する目的は、上記1.2.1で記載した通り、南アフリカがFATFの「グレーリスト」に登録されたことが大きく影響を受けており、マネーロンダリングおよびテロ資金供与に対処するための措置です。

会社は、会社を所有するすべての個人の名前、IDまたはパスポート番号、出生国および住所を証券登録に記録する必要は一般的にはありません。しかし、最終的な受益的所有者に対する考え方が変更されたため、これらの情報は証券登録簿に記録されなければならず、毎年、年次申告書と共に提出しなければなりません。いかなる変更も、変更の通知から10営業日以内に証券登録簿に記録し、さらに10営業日以内に身分証明書の認証謄本をCIPCに提出しなければなりません。これらの手続きを怠り、当該会社が「影響を受ける会社 (Affected Company)」として分類された場合、より複雑かつ手間のかかる報告を行う必要があります。受益所有者開示義務に関しては、P32 Section 3 (租税、マネーロンダリングおよび贈収賄防止) の3.10.6も参照して下さい。

## 1.7 清算手続き

南アフリカから撤退する場合、設立した現地法人を清算する必要があります。清算の手続きは、会社法に基づき行われます。会社清算是自発的および非自発的な清算に分かれます。非自発的清算は、会社の債権者が現地法人に対して清算を求める法的手続です。自発的な清算を行う場合は、株主総会の特別決議が必要となります。特別決議は総株主の75%以上の賛成により決定されます。会社の清算が決定次第、資産売却および未払いの負債の整理を条件として、CIPCに清算手続きの申請を行い、受理されれば会社は清算されます。

## 1.8 対外投資

### 1.8.1 外国人投資家の保護

南アフリカは、海外投資家からの直接投資を歓迎しており、一般的に投資家の保護は高い水準にあります。海外投資家の保護を目的とした関連法は下記の通りです。

投資保護法 (PPI法) <sup>10</sup>	PPI法は、投資環境を近代化することにより、すべての投資家に適用される権利等を保護し、南アフリカへの投資を促進することが目的です。同法のポイントは、国内投資家が享受するのと同じ権利を外国投資家に与えていることです。
南アフリカ憲法	最高法規である南アフリカ憲法によって、土地所有権を含む私有財産権の法的保護を海外投資家に対しても認めています。

### 1.8.2 外国為替管理

南アフリカの外国為替管理の概要および海外投資家に影響を与える内容の詳細については、後記3.9.3をご参照ください。

## 1.9 投資優遇制度

新たな競争力のある企業の成長と持続可能な産業の創出の奨励を目的として、下記のような幅広い投資優遇制度が南アフリカにあります。

経済特別区 (SEZ) Special Economic Zones	SEZで活動する会社には、下記のような投資優遇措置があります。 ①15%の法人税率の引き下げ ②関税の免税と優遇された付加価値税の適用 ③資本構成に対する償却費の繰上げ など
官民連携事業 Public-Private Partnerships	産業イノベーションに関する支援プログラムでは、都市部と農村部とのインフラ格差是正のための新製品や新プロセスに対して、開発費用に対する補助金等が含まれます。
製造業競争力向上プログラム Manufacturing Competitiveness	貿易産業省は、製造業セクター向けに5000万ランドまでの貸付、投資優遇措置を提供しています。

<sup>10</sup> Protection of Investment Act 22 of 2015

EnhancementProgramme : MCEP	
再生エネルギーとバイオ燃料	再生可能エネルギーとバイオ燃料生産のため、エネルギー効率の高い設備投資に早期の償却引当金が認められています。発電能力が1MW（メガワット）以下の太陽光発電所から供給される電力は、初年度費用の100%まで費用控除を認めています。
本社管理体制 Headquarter company regime	本社管理体制とは、中間持株会社の所在地を南アフリカに設定した場合に税制上のメリットが享受できます。

## 1.10 業種別規制

南アフリカに進出する予定の外国企業の内、以下に該当する業種は特定の登録または許認可が必要です。

金融業	<p>下記の通り、一定のフィンテック製品やサービスを規制しています。南アフリカには暗号通貨を除きフィンテックや金融イノベーションを直接規制する特定の規制枠組みはありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子マネーまたは電子マネーの発行を含む銀行業務および預金に関連する活動を規制する銀行法<sup>11</sup></li> <li>自動投資アドバイザリーを含む金融商品に関する金融サービス(投資アドバイザリーおよび仲介サービス)の提供を規制する2002年金融アドバイザリー・仲介サービス法<sup>12</sup></li> <li>資本・金融市場、特に証券取引インフラとその参加者を規制する2012年金融市場法<sup>13</sup></li> <li>Peer-to-peer lending(P2Pレンディング)<sup>14</sup>、クラウドファンディング、buy-now-pay-laterプラットフォームを含む信用および貸付活動を規制する2005年国家信用法<sup>15</sup></li> <li>銀行とノンバンクの国内支払システムを規制する1998年国家支払システム法<sup>16</sup></li> <li>1933年通貨取引法<sup>17</sup>に基づき発行された為替管理規則(Exchange Control Regulations)は、国境を越えた資本(貨幣を含む)の流れおよび国境を越えた資本の流れを促進する機関を規制</li> </ul>
-----	---

<sup>11</sup> Banks Act 94 of 1990

<sup>12</sup> Financial Advisory and Intermediary Services Act 37 of 2002

<sup>13</sup> Financial Markets Act 19 of 2012

<sup>14</sup> 金融機関を介さない個人・中小企業向け融資のことをいいます。

<sup>15</sup> National Credit Act 34 of 2005

<sup>16</sup> National Payment Systems Act 78 of 1998

<sup>17</sup> Currency and Exchanges Act 9 of 1933

<b>建設</b>	<p>外国の建設会社は、南アフリカで建設工事を行う前に、建設産業開発委員会(CIDB: Construction Industry Development Board)が認定する分類資格(または等級レベル)に応じた許認可を申請し、取得しなければなりません。</p> <p>2000年建設業開発委員会法<sup>18</sup>第38条第18項は、施工者は、CIDBが発行する有効な登録証なしに、「競争入札により落札された公共部門の契約のための建設工事またはその一部」を請け負うことはできないと規定しています。この規定は顧客が公共セクターの場合のみならず、民間セクターである顧客自身が元請けとして公共セクターのプロジェクト(再生可能エネルギーに係る独立発電プログラムなど)を請け負う場合も適用される場合があることに留意してください。民間セクターだけとの契約の場合はCIDBに登録する必要はありません。</p> <p>また、当該許認可の取得のためには、特定のプロジェクトに必要な遵守事項や認可等も検討する必要があります。該当する投資家は1993年労働安全衛生法(OHSA: Occupational Health and Safety Act)および2014年建設規則(Construction Regulations, 2014)を遵守することが求められます。当該建設規則第3条(1)は、企画される建設工事が、①180日を超え、②1日1800人を超える建設工事を伴う場合、または、③工事請負契約が1,300万ランドまたはCIDB等級レベル6以上の場合、非常に大規模な建設工事(very large construction work)に該当し建設工事許可(construction work permit)が必要であると規定しています。</p> <p>さらに、プロジェクトの建設段階で使用される大型機械または重機(クレーン、ブルドーザー、ショベル、バックホー、ローダーなど)は、特定の基準・要件および規制の対象となるため、特別な考慮が必要となる場合があります。</p>
<b>技術・メディア・通信、人工知能(AI)</b>	<p>南アフリカ情報協会(South African Intelligence Association)は、利害関係者が責任あるAIの活用を奨励し、情報規制当局(Information Regulator)がデータ保護とAIに関する方針を策定している間、当該団体が規制の監督をすることを目指しています。</p>
<b>土地取得</b>	<p>南アフリカの法律では、不動産購入のための売買契約は、執行可能性を持たせるために書面によらなければなりません。財産の所有権は、“delivery”と同時に買主に移転します。“delivery”は、管轄権を有する証書登録局(すなわち、物件は証書登録局において“delivery”される)における購入者の名義への財産の登録によって行われ、その登録は、1937年証書登録局法<sup>19</sup>に基づき行わ</p>

<sup>18</sup> Construction Industry Development Board Act38 of 2000

<sup>19</sup> Deeds Registries Act 47 of 1937

	<p>れます。現在、南アフリカにおいて不動産を所有する外国人個人または外国企業に制限はありません。ただし、外国企業が南アフリカの不動産を購入する場合、証書登録局に対して、会社法に基づき、当該外国企業が南アフリカにおいて「外部企業」として登録（上記1.5.1参照）する必要がないことを確認する宣誓供述書（affidavit）を提出する必要があることに留意してください。</p> <p>土地不動産が農地であり、かつ、登録不動産の一部を分割する場合には、1970年農地法<sup>20</sup>に基づき、売買契約が締結される前に、農地改革農村開発大臣（the Minister of Agriculture, Land Reform and Rural Development）の同意を得る必要があります。そのため取引実務上、土地の売買契約書では、当該土地を取得するための前提条件として上記同意を取得することを定める必要があります。</p>
--	--

#### 【出所】

- Banks Act 94 of 1990
- Bowmans: Doing Business in South Africa (2023)
- Broad-Based Black Economic Empowerment (B-BBEE) Act No. 53 of 2003
- Companies Act No 71 of 2008
- [Companies and Intellectual Property Commission](#)
- Construction Industry Development Board Act 38 of 2000
- Currency and Exchanges Act 9 of 1933
- Financial Advisory and Intermediary Services Act 37 of 2002
- Financial Markets Act 19 of 2012
- Marine Living Resources Act 18 of 1998
- National Credit Act 34 of 2005
- National Payment Systems Act 78 of 1998
- Protection of Investment Act 22 of 2015
- Subdivision of Agricultural Land Act 70 of 1970
- Tax Administration Act 28 of 2011

<sup>20</sup> Subdivision of Agricultural Land Act 70 of 1970

## Section 2: 合併・買収(M&A)

### 2.1 はじめに

南アフリカにおけるM&A取引は、プライベートM&A(非上場会社を対象会社とするM&A)およびパブリックM&A(上場会社を対象会社とするM&A)の2種類に分類されますが、本節では、南アフリカにおけるプライベートM&Aのみを取り上げます。

### 2.2 南アフリカのプライベートM&Aの動向

新型コロナ以後、南アフリカではM&Aの取引活動が増加しています。しかし、世界的なインフレ圧力と国内経済の減速は、今後のM&Aの取引活動に圧力をかける恐れがあります。下記では、南アフリカでプライベートM&Aが活発な産業セクターの概要を説明します。

#### 2.2.1 エネルギーセクターへの投資

エネルギーは、南アフリカで最も一般的な投資対象セクターの1つです。電力公社エスコム(Eskom)の非効率な業務運営や汚職などが原因で、昨今南アフリカでは慢性的な電力不足によって頻繁に計画停電(load-shedding)が行われ、経済や市民の生活に影響を与えています。政府は電力不足解消を目指して、独立系発電事業者(independent power producers)の開放を含む再生可能エネルギー部門への投資を促進しています。

#### 2.2.2 フィンテックセクターへの投資

南アフリカでのフィンテック分野への投資は顕著に増加しています。背景として、新技術の導入および新型コロナの感染拡大がデジタル化を推し進めたと考えられます。金融サービス部門はデジタル技術の活用が特に積極的に行われ、コロナ禍では「非接触」決済の環境整備が加速しました。

南アフリカのフィンテック市場の成長は、国境を越えた決済や暗号資産の活用にまで及んでおり、特に暗号資産分野では広範な法整備が急務です。金融セクター行動管理局(FSCA: Financial Sector Conduct Authority)は、暗号資産が2002年金融アドバイザリー・仲介サービス法の「金融商品」に含まれ、同法により規制されると発表しています。

#### 2.2.3 農業および農産物加工への投資

農業および農産物加工は、持続可能な環境・社会・ガバナンス(以下、ESG)の枠組みの観点からも収益性の高い投資分野として注目されています。南アフリカでは、様々な農作物、水・畜産物(例えば、果物、トウモロコシ、鶏肉、魚介類)が生産され、年間を通じて効率的かつ競争力の高い加工品も製造されています。これは、南アフリカの多様な気候の恩恵によるもので、海外にも輸出されています。M&Aを通じて同分野への活発な投資が行われています。

### 2.3 南アフリカのプライベートM&Aでの検討事項

#### 2.3.1 ESGへの配慮

世界的に投資対象とされる企業のESGパフォーマンスの改善は、特にプライベート・エクイティ(PE)分野における投資検討の最前線にあります。投資の長期的な影響を考慮した持続可能な枠組みは、利潤の最大化のみに焦点を当てるのではなく、持続可能な投資リタ

ーンの促進に重点を置いた新たなトレンドです。南アフリカも例外ではなく、多くの南アフリカのPEファンドなどにとっても優先事項とされています。投資収益率の重要性に加えて、南アフリカのPEファンド等のほとんどは、投資決定を行う際にESGリスクと方針を積極的にM&A投資の際に検討しています。

### 2.3.2 黒人経済力強化政策（B-BBEE：Broad-Based Black Economic Empowerment）/競争委員会

南アフリカでM&A取引をする際に避けては通れないものが、黒人経済力強化政策（以下、B-BBEE政策）に関する検討です。南アフリカは、1991年まで続いたアパルトヘイト（人種隔離政策）後、自国経済を管理・支配する黒人を増やし、人種間の所得の不平等を解消することを目的として、2003年にB-BBEE法<sup>21</sup>が制定されました。B-BBEEに準拠することは法的な義務要件ではありませんが、特に、企業が南アフリカ政府または国家機関と取引を行う場合に影響を受けます。

B-BBEE法は、黒人の経済的地位向上に向けた企業の取組みや貢献度をスコア化するもので、スコアが高い順にレベル1からレベル8に区分けされています。その具体的な内容は通商産業大臣（Minister of Trade and Industry）が定める適正実施コード（Codes of Good Practice）によって規定され、政府機関および公共事業体との取引の際に、一定の水準の確保が取引条件となります。鉱業や自動車産業などは、産業分野別の基準（sector code）もあります。例えば、金融分野では、金融セクター行動管理局（FSCA: Financial Sector Conduct Authority）は、上級管理職の職位の51%が黒人によって占められていることなどを金融機関に要望することによって、B-BBEE政策の目標に沿った金融セクターの変革を目指しています。

日本企業が南アフリカの企業を買収する場合、B-BBEE法の遵守状況はリーガル・デューデリジェンス（法務DD）における必須の検討項目となり、また、南アフリカにおいて事業展開する場合も重要な課題となります。

また、B-BBEE政策は、M&Aにおける競争法の届出審査にも影響を及ぼします。1998年競争法<sup>22</sup>の最近の改正では、特に歴史的に不利な立場に置かれた人々（HDP: Historically Disadvantaged Person）が支配する中規模企業への投資に関して、「公共の利益（public interest）」の検討の重要性が増しています。

上記1.2.4で述べた通り、南アフリカ競争委員会（South African Competition Commission）は、合併を認めるに当たって、当該合併が「公共の利益」に反していないということだけでは足りず、「公共の利益」の意味の中に、合併により従業員をみだりに削減するのを禁止し、歴史的に不利な立場にある人々（黒人など）が株主としての参加することを奨励するような審査判断を多く行っています。従って、競争当局は、競争上の影響とB-BBEE政策の考慮を含めた公益上の効果の双方を考慮して、合併を認めるか否か判断し

<sup>21</sup> Broad-Based Black Economic Empowerment Act No.53 of 2003

<sup>22</sup> Competition Act 89 of 1998

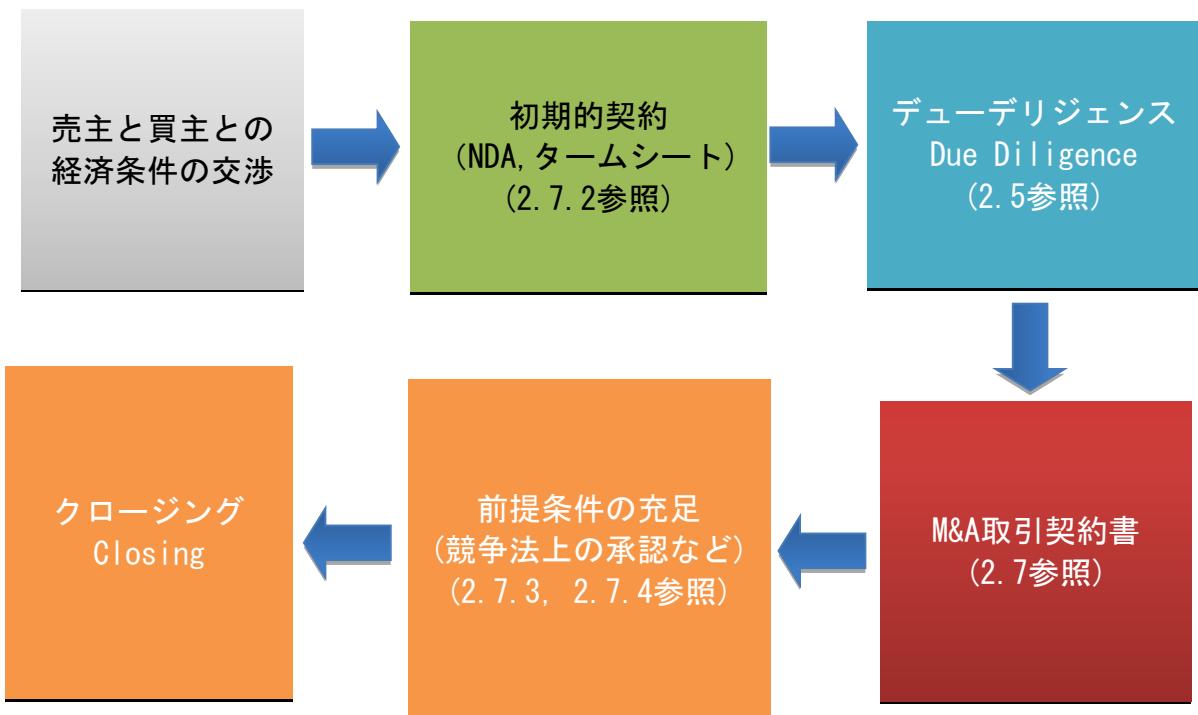
ています。「公共の利益」の判断には以下が考慮されます。

- 当該M&Aが対象会社の雇用に影響を与えるかどうか
- 地域の産業部門への影響
- 小規模企業、中規模企業、またはHDPが所有し支配する企業が市場に参加する能力
- HDPや労働者に対する企業の所有権保有の広がりがあるか否か

このような幅広い公益上の評価は、競争委員会に買収を承認するために様々な条件を課す権限を与え、買収しようとする外国企業が関与する多くのM&Aに大きな影響を与えてきました。例えば、買収を承認するための条件として、対象会社にHDP(例えば、黒人)を株主として参加させたり、従業員に株式所有スキーム(対象企業の株式の3~7%を保有)に参加させたりするなどを条件に多くの買収案件が競争委員会によって承認されています。したがって、黒人のオーナーシップを認め、労働者の価値ある参加を促進することを目的として実施される従業員株式インセンティブ制度は、南アフリカのM&A市場で重要なトピックの一つです。

## 2.4 M&Aプロセスの概要

南アフリカにおける一般的なM&Aのプロセスは、下記の表の通りです。下記2.5以降で詳細に説明します。



## 2.5 デューデリジェンス

### 2.5.1 一般的事項

デューデリジェンス (DD: Due Diligence) とは、M&A取引を行うに際して、契約締結前に、買主側が、買収対象会社または買収対象事業に関して実施する調査を意味するのが一般的です。南アフリカでは、取引実行に重大な影響のある法的問題点のみを取り上げた

Red Flagまたはexceptions onlyの形式のDD報告書を提示するのが一般的なデューデリジェンスの形態です。相対取引では、デューデリジェンスは買主側によって行われますが、オークション案件は通常、売主サイドから対象会社の情報が開示され、第1次入札の通過者のみが追加的なデューデリジェンスを行うことが多いです。

ビジネス特有の問題とは別に、デューデリジェンスは通常、一般的な規制遵守(環境、データ保護、贈収賄・腐敗防止法を含む)に関しても行われます。

行われるデューデリジェンスの質と程度は、M&A取引により様々ですが、加入することもある表明保証保険の補償範囲や保証料を左右します。南アフリカでは、他の法域と比べ、表明保証保険はそれほど一般的ではありませんでしたが、近年は、南アフリカのプライベートM&A取引における表明保証保険の加入が増加しています。こうした背景から表明保証保険の活用は発展途上のトレンドであるものの、今後の南アフリカでのM&A取引で注目されるトピックの一つであります。

### 2.5.2 ベンダー・デューデリジェンス (Vendor Due Diligence)

ベンダー・デューデリジェンスは、オークション案件において、非公開会社の売主側で実施されるのが一般的です。これらは通常、ベンダー・デューデリジェンス報告書として、Red Flagまたはexceptions onlyの形式の報告がなされます。オークション案件では、売主側(実務上は、売主が起用したファイナンシャル・アドバイザー(FA)を介して行われることが多い)が最初にティーザー文書と呼ばれる簡易な会社情報の概要を入札者に提供するのが一般的です。その後、機密保持契約を締結した入札者には、インフォメーションメモランダムというより詳細な会社情報の概要が提供され、法的拘束力のない意向表明書を提供した入札者には、ベンダー・デューデリジェンス報告書(通常は、法律、財務および税務を対象とするが、対象資産の性質によっては、環境ベンダー・デューデリジェンスも含まれます。)が提供されます。

入札を通過した買主候補者は、通常、ベンダーのデューデリジェンス報告書または法的事項に関するファクトブックを踏まえ、追加のデューデリジェンスを行い、売主側からアップロードされたDD資料が格納されているバーチャルデータルーム(VDR: Virtual Data Room)へのアクセスが許可され、追加のデューデリジェンスを実施します。

## 2.6 M&A取引のストラクチャー検討

---

### 2.6.1 一般的な事項

プライベートM&Aでは、取引は通常、相対の契約によって実施されます。取引条件は、そのプロセスが相対の交渉によるものであろうと、オークション案件として運営されるものであろうと、大きく異なることはありません。ただし、オークション案件の条件交渉は、多くの入札者が参加するプロセスの競争的な性質を考えると、売り手に交渉力(Bargaining power)があることが多いです。

### 2.6.2 資金調達

南アフリカでは、売主が買主に確実な資金調達手段の確保を要求することが珍しくありません。特に、買主がより実質的な親会社による買収を実行するために設立された特定目

的の買収ペークルである場合は特に顕著です。確実な資金調達手段として、銀行保証、親会社保証、債務コミットメントレター、株式コミットメントレターのいずれかの形態で行われることがあります。

### 2.6.3 ストラクチャー

取引の最終的なストラクチャーに関して、それが少数株主か多数株主か、そしてその取引形態(例えば、株式の売却、株式の引受け、または事業および資産の売却)は、南アフリカへの外国直接投資に関連する税務上の考慮事項やその他の構造上の考慮事項とともに、投資家の性質と対象企業の性質によって大きく異なり、それらの要素を検討した上で最終的な取引ストラクチャーを決定していきます。

## 2.7 M&A取引契約書

---

### 2.7.1 一般的な事項

南アフリカのプライベートM&Aで通常用いられる主要なM&A取引契約書は以下の通りです。

- (i) 株式の売買契約(sale of shares agreements)
- (ii) 引受契約(subscription agreements)
- (iii) 事業および資産の売却契約(sale of business and assets agreements)
- (iv) 法定合併契約(statutory merger agreements)

(iv) は3つの契約書に比べあまり一般的ではありません。その他に付随的な契約書として、取引が買い手によってどのように資金調達されているか、および取引後の株式保有構造に応じて、株主間契約(shareholders' agreements)、資金調達契約(funding agreements)、移行サービス提供契約(TSA: transitional services agreements)、設立覚書(memoranda of incorporation)、または管理職インセンティブスキームが含まれます。プライベートM&Aのリスク配分は、事業の性質、デューデリジェンスでどれほどRed Flagなどのリスク要因を発見されたか否か、売主の構成および取引価額などによって決まりますが、常に相手方と激しい交渉が行われます。契約交渉では、通常、買主は可能な限り売主に責任を持つように交渉しますが、逆に売主はその責任を制限する条項を追加することを求めます。一般的には、主に(i)請求額の制限(上限(キャップ)、バスケット基準および最低請求基準)、および(ii)補償請求の期間が含まれます。詳しくは、以下の2.7.7も参照ください。

### 2.7.2 初期的な契約

上記の契約書のほかM&A取引で取り交わされる契約書をご紹介します。

**秘密保持契約(NDA<sup>23</sup>)**: 売主は、買主またはそのアドバイザーに取引または対象会社または事業に関する重要な情報を開示する前に、買主およびそのアドバイザーに秘密保持契約

---

<sup>23</sup> Non-Disclosure Agreement

に署名するよう求めます。

**取引構造覚書(TSM<sup>24</sup>)**: 買主の性質、対象会社の構造および提案された取引の完了後に行われる可能性のある組織再編案によっては、当該案に関連する可能性のある税務上の影響を踏まえ、取引を実行するために必要なステップを適切に履行するために、取引構造覚書を作成する場合があります。

**タームシート(Term Sheet)**: 南アフリカのM&A市場では、タームシートまたはオファーレターと呼ばれる書面を締結するのが一般的です。タームシートまたはオファーレターは、有意義なデューデリジェンスまたはM&A契約のドラフト作成を開始する前に、当事者がビジネス面の条件で合意していることを確認するために、M&A取引を行う上で主なビジネス上の条件を記載した書面です。タームシートまたはオファーレターは、M&A取引契約の基礎となるものであり、通常は法的拘束力のないものです<sup>25</sup>。

#### 2.7.3 M&A取引成立のための様々な条件(Conditionality)

為替管理に係る承認、TOB規制の免除または承認(takeover regulation approvals)、反トラストまたは競争法の認定および特定の産業固有の規則などを含む法律上義務づけられた規則条件に加えて、プライベートM&A取引では、多くの場合、買収資金の調達、第三者の同意、株主の承認、先買権条項およびその他の類似の権利を既存株主から放棄してもらうなど、M&A取引成立のために様々な前提条件を充足する必要があります(ただし、売主と買主の双方は、通常、可能な限りこれらの条件の数を少なくしようとします)。

南アフリカでは、Material Adverse Change条項<sup>26</sup>をM&A契約に規定することはありませんでしたが、2020年以降、Material Adverse Change条項の適用が大幅に増加しています。これは、新型コロナ感染拡大によって生じた不確実性や、取引や対象事業に影響を与える可能性のある当事者のコントロールを超えたその他のリスク要因を軽減させることを目的としています。そのため、日本企業の南アフリカ企業の買収に当たっては、これらの条項もM&A契約に含めリスク回避手段を設定することが重要と思われます。

#### 2.7.4 規制条件

南アフリカにおけるM&A取引に関連する一般的な規制条件は以下の通りです。

- (i) 為替管理
- (ii) TOB規制委員会(Takeover Regulation Panel)の免除または承認
- (iii) 競争または反トラストの承認

##### (i) 為替管理

<sup>24</sup> Transaction Structuring Memorandum

<sup>25</sup> オークション案件では、プロセスの進んだ段階で、入札者は対象事業に関して、法的拘束力のあるオファーレターを売主側に提出するよう求められます。

<sup>26</sup> 契約締結時点からクロージング時点までの間に、対象会社に重大な悪影響(Material Adverse Change)または重大な悪影響(Material Adverse Effect)を生じさせる事由が発生していないことをクロージングの前提条件とするものは実務上Material Adverse Change条項(MAC条項)と呼ばれています。

為替管理および外資規制などの外国投資家に影響を与える規制の詳細については、Section 3(租税、マネーロンダリングおよび贈収賄防止)の3.9.3をご参照ください。

#### (ii) TOB規制委員会の免除または承認

TOB規制委員会の免除または承認は、M&A取引の実施される日から24ヶ月前に10%以上の株式が譲渡された一部の民間企業に対してのみ適用されます。

#### (iii) 競争または反トラストの承認

M&A取引が競争上の影響を及ぼすとして下記の事項に該当する場合には、M&A取引が完了する前に競争委員会に届け出を行い、審査をしてもらう必要があります。

- 競争法では、「1つまたは複数の企業が、合併またはその他の手段による株式、他の企業の権益または資産の購入またはリースの結果として、当該支配が達成されたか否かにかかわらず、他の企業の事業の全部または一部を直接または間接的に取得または確立する場合」を合併(merger)と定義されています。競争法の目的上、合併の定義は比較的広く解釈されており、一定の重要な決定事項に関する拒否権(veto rights)が買主に認められる場合もこの定義に含まれる場合があります。
- 関連する閾値を満たす場合(下記表を参照)
- 南アフリカ国内で経済活動を行い、経済効果を有する場合

南アフリカでは下記の「中規模」な合併と「大規模」な合併のみが届出が義務付けられています。以下の表は、中規模および大規模合併に関して競争委員会に通知するための基準を示しています(下記①および②の双方の要件を満たす必要があります)。

合併内容	①当事者双方の売上高/総資産の合計	②対象会社の売上高/資産	出願手数料
<b>大規模な合併</b> 対象会社の年間売上高および資産が、前会計年度において1.9億ランド以上であり、対象会社と買収企業の年間総売上高および総資産の組み合わせが、66億ランド以上である必要がある。	66億ランド	1億9000万ランド	55万ランド
<b>中規模な合併</b> 対象会社の年間売上高および資産が、前会計年度において1億ランド以上であり、対象企業と買収企業の年間総売上高および総資産の組み合わせが、6億ランド以上である必要がある。	6億ランド	1億ランド	16.5万ランド
<b>小規模な合併</b> 上記の中間合併の閾値を下回る場合	6億ランド未満	1億ランド未満	なし

一定の産業セクター内で適用される他の規制が適用される可能性もあります(例えば、金融業、通信業など)。これらは、対象事業の性質、対象事業が活動する産業セクターおよび規制の枠組みに応じて、ケースバイケースで検討する必要があります。

#### 2.7.5 ブレークアップ・フィー(Break-up Fee)

ブレークアップ・フィーとは、M&A取引契約の終了に伴い買主が対象会社に一定の金額を支払うことを言います。上場会社を伴わない取引では一般的ではありませんが、初期的なタームシートでブレークアップ・フィーを言及することは珍しくありません。ただし、そのようなブレークアップ・フィーは、正式な取引契約では削除されることが多いです。

ブレークアップ・フィーは上場会社を対象とするパブリックM&AやTOB規制の対象となるM&A取引で一般的です。ブレークアップ・フィーの金額および条件は、両当事者間の契約交渉によって決定されますが、TOB規則委員会は、取引提示額の1%を超えないブレークアップ・フィーの支払いを認める旨のガイドラインを公表しました。したがって、TOB規制委員会の承認を要する取引については、上記ガイドラインに従う必要があります。

#### 2.7.6 取得価額の算定メカニズム

南アフリカにおけるM&A取引の取得価額は、固定価格方式(Locked Box)または価格修正方式(Completion Adjustment)の算定メカニズムを使用して価額付けされます。固定価格方式は一般的ではありません。なぜなら、M&A契約締結後クロージングまで様々な規制当局の承認が必要であり、その後に価額調整メカニズムが必要となる場合が多いからです。

固定価格方式(Locked Box)または価格修正方式(Completion Adjustment)とともに、オーダーメイドの紛争解決メカニズムがあるのも一般的です。

南アフリカのM&A取引では、アーンアウト方式(Earn-out)<sup>27</sup>や繰り延べ(ロールオーバー構造)がかなり一般的です。ロールオーバー構造はそれほど普通ではありませんが、経営陣のメンバーが売主である場合に実行されることがあります。

#### 2.7.7 表明保証および補償条項

##### (i) 表明保証と表明保証保険

M&A契約には通常、①基本的事項に係る表明保証(当事者(自然人または法人)がM&A取引を行う法的な能力を有していること、当該取引の障害となることが存在しないことなど)に加え、②対象会社に係る法令遵守、資産、契約等、人事労務、公租公課、保険、環境、紛争などの事業運営上の表明保証を設定することが多いです。表明保証の具体的な内容と範囲は、当事者間の交渉の余地が大きく、取引や事業の内容によります。

注意すべきは、非公開会社の売主(対象会社の株主)はしばしば、②の事業運営に係る表明保証を設定するのを嫌がり、その代わり、対象会社の(日々の事業運営に関与してきた)経営陣が、これらの表明保証を引き受ける場合も多いです。

前述の通り、南アフリカのM&A市場では表明保証保険の活用が注目されつつあります。

<sup>27</sup> 取引対価の支払いをクロージング後の一定の期間内に特定の条件が成就する条件を付けるメカニズムを指します。例えば、買主が売主に対してクロージング時に一定の対価を支払うが、それに加え対象会社が将来の一定期間内に所定の財務的目標を達成した場合には買主が売主に追加的に所定の金額を払う場合をいいます。

このような保険は、(移転価格税制などの一定の例外はあるものの)税金問題もクリアできます。しかし、実務上、表明保証を引き受ける保険会社は引受プロセスをより網羅的に検討するため、その結果、表明保証や補償の対象から除外されるケースもあり、保険料等のコストが増加する場合もあります。

#### (ii) 補償条項

補償条項は、補償金額の制限を設定するのが一般的です。これらの制限は、交渉の対象であります。補償の制限には南アフリカでは一般的に以下のようないわゆるがあります。

- 個別事由の下限 (de minimis) : 僅かな損害については補償の対象外 (取引金額 0.1%から1%の間が一般的)
- 補償の累計額の下限 (basket) : 取引金額の1%～2.5%を閾値として、補償を求める金額が当該下限を超えた場合には(下限までの金額も含めて)当該補償の全額が補償の対象 (tipping basket)
- 補償の上限 (cap) : 次の通り、表明保証のカテゴリーで区別されます。
  - ① 基本的事項に係る表明保証は、通常、取引金額の100%を上限とします。
  - ② 事業運営上の表明保証は、通常、取引金額の10%～30%を上限とします(ただし、個別に上限を設定する表明保証もあります(例えば、贈収賄防止および腐敗防止、環境または公租公課に関する表明保証など))。
  - ③ 補償請求の期間は、18ヶ月から36ヶ月の範囲であり、基本的事項に係る表明保証および公租公課に関する請求期間は、5年から7年の範囲が一般的です。

#### 2.7.8 その他の保護

デューデリジェンスを行うことによりRed FlagなどがM&A契約締結時点で既に認識された場合には、特別補償条項を設定する場合があります。

売主が買主の信用リスクを回避するために売主と買主が合意して指定する第三者(エスクロー・エージェント)に取引金額を信託するエスクロー(escrow)という仕組みを使われる場合もあります。

#### 2.7.9 解除権および紛争解決

上記の2.7.3で述べた通り、南アフリカでは最近、Material Adverse Change条項(MAC条項)の適用により契約を解除できるようにするM&A取引が増えています。これらの規定は、通常、対象会社の事業に起因する実際のmaterial adverse changeに基づく解除のみが許容されています(つまり、対象会社の事業に起因しない市場環境または一般的な経済状況におけるmaterial adverse changeに関する救済は通常認められません。)。

最終的なMAC条項の行使期限であるlong stop dateは、条件の性質と程度、取引の複雑さによって決まりますが、規制当局の承認が必要な場合(特に競争または反トラストの承認)におけるlong stop dateは、通常M&A契約が署名された日(サイニング)から4ヶ月から6ヶ月までと設定しています。クロージング後のM&A契約の解除は認められないのが一般的です。

M&A契約に関して紛争が生じた場合、南アフリカの裁判所に訴訟を提起されることはほとんどなく、裁判外紛争解決手段で解決されます(多くの場合仲裁で解決されますが、希に

調停で解決されることもあります)。

【出所】

- Competition Act 89 of 1998
- Financial Advisory and Intermediary Services Act 37 of 2002
- Currency and Exchanges Act 9 of 1933
- South Africa: Law & Practice and Trends & Developments (J Augustyn, N Hassan T McDougall, K Peter), Chambers Global Practice Guides.

## Section 3: 租税、マネーロンダリングおよび贈収賄防止

### 3.1 南アフリカでの法人税の概要

#### 3.1.1 事業形態(支店・海外子会社)に対する税制の中立性

南アフリカにおいて事業活動を行う場合、南アフリカでの事業活動から得た利益については、南アフリカで課税されます。ただし、事業形態(支店・海外子会社)により重要な差異があります(下記3.3を参照。また、事業形態そのものの観点からの支店および海外子会社の相違に関してはSection 1も参照)。主な相違点は以下の表の通りです。

支店	南アフリカで設立された支店は、二国間租税条約(Double Tax Agreement (DTA))の規定に従い(適用がある場合)、南アフリカでの源泉所得に対して南アフリカの所得税が課されます。支店と海外子会社には同率の法人税率が課されますが、支店に対して、支店利益送金税(a branch profit remittance tax)は課されません。
海外子会社	南アフリカで設立された法人である海外子会社は、南アフリカの源泉所得のみならず、他国で発生した所得も含めた全世界所得に対して法人所得税が課されます。しかし、二国間租税条約が適用される場合は、DTA免除の対象となります。DTA免除の対象となる海外子会社が申告した配当には、20%の配当税(Dividend Tax)が課されます。

### 3.2 法的根拠

南アフリカの課税根拠と法的根拠を記載した下記3.3を参照ください。

### 3.3 法人所得税の概要

#### 3.3.1 南アフリカ法人の設立、南アフリカ支店等の設立と税務申告

南アフリカでは、居住者基準の課税制度を採用しており、南アフリカの居住者は、全世界の所得に対して所得税が課税されます。非居住者は、南アフリカの源泉所得についてのみ所得税が課されますが、二国間租税条約((DTA:Double Tax Agreement)の適用がある場合は、その免除が適用されます。

南アフリカに進出したい(日本企業を含む)外国企業は、外部会社としての支店か海外子会社を設立することができます。

支店	支店開設とは、南アフリカ企業・知的財産委員会(CIPC)に外部企業として登録することをいいます。支店は独立した法人ではなく、南アフリカの源泉所得のみ南アフリカでの所得税の対象になります。しかし、外国企業が南アフリカとDTAを締結した法域に居住している場合、その事業利益は、原則として、非居住者が南アフリカに恒久的施設(以下、「PE」といいます)を有している場合に限り、かつ、当該事業利益が当該PEに帰属されている場合、南アフリカの所得税が課されることになります。
海外子会社	南アフリカで設立された法人である海外子会社は、DTAの観点から別の法域で居住しているとみなされない限り、南アフリカの居住者となります。そのため、全世界の所得に対して南アフリカで所得税が課されます。

CIPCへの登録により、支店および海外子会社に所得税番号(income tax number)が割り当てられ、南アフリカ歳入庁(SARS)で有効化されます。もしくは、支店または海外子会

社は、SARSのオンライン納税申告(電子申告)プラットフォームで利用者として登録し、当該電子申告で所得税番号(income tax number)を有効化することもできます。

### 3.3.2 駐在員事務所等の所得

駐在員事務所等の活動は、情報収集活動等といった利益獲得を目的としない活動に限定され、営業活動については制限されています。そのため、駐在員事務所等については、一般的にはその行為から生じる所得に対して法人税の課税対象とはされません。

もっとも、外国法人が駐在員事務所を通じて南アフリカで事業を行い、同国の源泉所得を得ている場合は所得税が課せられます。ただし、当該外国法人がDTAにより免除の対象となり、かつ、駐在員事務所の活動がPEを構成するのに十分でない場合、駐在員事務所から生じる所得に対して法人税の課税対象とはされません。

### 3.3.3 法人課税所得の範囲

南アフリカにおいて設立された法人、または、南アフリカで実質的管理地(POEM:place of effective management)を有する外国法人は、南アフリカ内国法人とみなされるため、全世界所得について課税所得の範囲に含まれます。一方、外国で設立された法人については、DTAの適用がある場合、南アフリカとDTAを締結した法域に居住している法人とみなされる場合、当該会社は南アフリカにおいて居住者と見なされず、南アフリカ国内源泉所得のみが課税対象となり、国外源泉所得は課税所得の範囲に含まれません。

所得の源泉地	内国法人	外国法人
南アフリカ国内源泉所得	課税	課税
南アフリカ国外源泉所得	課税	非課税

所得の「源泉」の意味は、南アフリカの法律では定義されておりません。税務訴訟上、「源泉」地を決定する場合には、まず所得の源泉となる原因を決定し、次にその源泉となる原因の所在を決定されなければなりません。

これは、所得税法<sup>28</sup>第9条に従い、利息、ロイヤルティ、配当および動産または不動産の処分による譲渡益など一定の項目の所得の源泉が規定されていますが、その他の所得に関しては、所得の源泉を特定するためには上記の2段階のプロセスを経る必要があります。

### 3.3.4 課税期間

法人税の課税期間については12ヶ月で、企業の会計年度と同じです。

### 3.3.5 課税所得の算出方法

納税者の「課税所得」は次に従い決定されます。

- 総所得(Gross Income)から免除額(Exempt Amount)を差し引いた金額が納税者の所得となります。
- 当該所得から許容される控除等(Permissible Deductions and Allowance)を差し引

<sup>28</sup> Income Tax Act 58 of 1962

いた金額に、所得に含まれるかまたは含まれるとみなされるすべての金額を加えた金額が「課税所得」となります。

前述の通り、居住者の総所得には世界全体の所得が含まれ、非居住者の総所得には南アフリカのみの所得が含まれます。

居住者である会社が海外で納付した、または納付する税金に関しては、外国税額控除を受ける権利がありますが、いくつかの制約があります。DTAにより、幅広い範囲で代替的な救済を受けることができます。

### 3.3.6 法人所得税の税率

法人所得税の税率は、以下の通りです。居住者および非居住者は共に27%の法人税が課されます。2023年3月31日までに終了する課税年度の法人税率は28%でした。

法人形態	税率
外国法人の子会社を含む内国法人	27%
外国法人の支店	27%

また、小規模企業 (Small Business Corporations)<sup>29</sup>の税率に関しては、2024年4月1日から2025年3月31日までに終了する課税年度において、下記の通りです。

課税所得(ランド)	税率
1 - 95,750まで	0%
95,751 – 365,000まで	95,750を超える金額につき7%
365,001 – 550,000まで	18,848ランド + 365,000を超える金額につき21%
550,001以上	57,698ランド + 550,000を超える金額につき27%

課税年度の売上高が100万ランド未満の零細企業 (Micro Company)<sup>30</sup>に関しては、零細企業として登録することができ、売上税 (Turnover Tax) が以下の税率で課税されます。

課税売上高※	税率
0~335,000	0
335,001~500,000	335,000を超える金額につき1%
500,001~750,000	1,650ランド + 500,000を超える金額につき2%
750,001~	6,650ランド + 750,000を超える金額につき3%

<sup>29</sup> 小規模企業の要件：

- ・ 株主または社員(以下、「株主等」といいます)の全部が自然人であること
- ・ いずれの株主等が、他の非公開企業の株式等を有していないこと
- ・ 課税年度の総所得が2000万ランドを越えていないこと、および、
- ・ 総所得およびキャピタルゲインの合計の20%を超えない範囲で、投資所得および個人的役務の提供による所得で構成できること

<sup>30</sup> 自然人または法人は、その課税年度の売上高が100万ランドを越えなければ、零細企業として登録することができます。

※課税対象が売上高であることに注意

### 3.3.7 キャピタルゲイン課税

南アフリカの居住者は、全世界で得られたキャピタルゲインに対してキャピタルゲイン税(CGT: Capital Gain Tax)の対象となります。非居住者は、南アフリカの不動産に関するキャピタルゲインまたは非居住者のPEに帰属する不動産および動産に対して課税されます。ただし、DTAが別段の規定を設けていた場合はその限りではありません。

法人の場合は、法人税率27%に80%を乗じた実行税率21.46%がキャピタルゲイン税として課税されます。なお、法人税率が27%に引き下げされる前までは、実効税率は22%でした。

### 3.3.8 二次法人税の廃止

下記の3.4.2を参照ください。

### 3.3.9 税務上の減価償却費

固定資産を購入した場合の減価償却費について、定額法が適用されます。適用可能な償却率の例は以下の通りです。

資産区分	償却率
オフィス用備品	3年または5年
コンピューター（サーバー）	5年
コンピューター（パソコン）	3年
コンピューターソフトウェア（パソコン）	2年
乗用車	5年

また、一定の資本投資については、資本控除(Capital allowance)が認められており、投資額に以下の償却率を乗じた金額を課税所得から控除することができます。

資産区分	償却率
機械装置（製造用）：新規・遊休資産、新規使用を開始したもの	初年度：40% 2～4年目：20%
機械装置（製造用）：中古資産	1年～5年目：20%
機械装置（農業用、バイオ製品用、R&D用）	初年度：50% 2年目：30% 3年目：20%
製造用、商業用建物	5%

### 3.3.10 繰越欠損金(Carry forward of tax losses)

納税者は、他の取引の評価損失または前年度からの評価損失を、課税所得と相殺することができます。

繰越欠損金は、無期限に繰り越すことができ、将来の課税所得と相殺することができます。ただし、相殺額は、課税損失を考慮する前の納税者の課税所得の80%または100万ランドの

うち、いずれか高い方の金額を超えてはなりません。なお、繰越欠損金の還付は認められていません。

### 3.3.11 税務申告と納付

法人は、課税年度の終了日から12カ月以内に申告書を提出する必要があり、SARSのE-filingを通じたオンライン提出となります。

### 3.3.12 予定納付

すべての法人が予定納付者となる可能性があります。予定納付は、分離税ではなく、その年の見込み納税額に対する前払いとして、半年ベースで予定納付を義務づける徴収メカニズムです。

予定納付者は、毎年の所得税の申告書とは別に仮申告書(provisional tax return)を提出しなければなりません。課税年度の開始日から6ヶ月以内に年間の法人税額(予定)の50%を納付し、また課税年度末日までに年間の法人税額(予定)の全額を納付する必要があります。もし予定納付額が確定税額に満たない場合には、課税年度終了後6ヶ月以内に差額を納付しなければなりません。2回目の予定納付で課税所得を過少申告すると、不足分に対して20%の過少申告ペナルティが科せられる可能性があります。

法人は、年度末から6ヶ月以内に追加納付として3回目の予定納付を行うことがあります。それ以上の所得税は、税務申告時に支払います。

## 3.4 源泉徴収税(Withholding tax)の概要

源泉徴収制度とは、支払いの際に支払い者が所得者の代わりに所得税を徴収して納付する制度をいいます。南アフリカでは、配当税、利子源泉税、非居住者に支払われる印税に対する源泉税など、様々な種類の源泉徴収税を課しています。

### 3.4.1 配当税

居住法人または非居住法人により行われた配当金(配当の支払対象となる株式がヨハネスブルク証券取引所(JSE)に上場している場合)には、配当が行われ支払われた配当金額の20%の配当税が課されます。配当税は最終課税です。

配当を行う法人または規制対象となる仲介会社(長期保険会社、集団投資スキームによる証券のポートフォリオ、証券保管機関も含む)は、配当税を源泉徴収する必要があります。

配当の際に配当税が免除される場合もあります。配当の受益者または配当の利益を受ける権利を有する者が南アフリカの居住会社、課税免除の公益団体、ベネフィットファンド、年金基金、従業員積立基金または退職年金基金、年金または従業員向け保存基金(provident preservation fund)、もしくは上場株式の配当を非居住会社が非居住者に支払われる場合がその例とされます。

石油・ガス会社が石油・ガス収入から支払う配当金には、配当税がかかりません。

さらに、規制対象となる仲介会社(長期保険会社、集団投資スキームによる証券のポートフォリオ、証券保管機関など)に支払われる配当は免除されます。

南アフリカの法人が支払う配当に関して、当該会社の株主との関係で二国間租税条約(DTA)の適用があれば、当該株主に対して支払う配当の源泉徴収税率は、適用されるDTAにより軽減することができます。例えば、南アフリカおよび日本との間のDTAの軽減率については、下記3.4.6をご参照ください。

配当の受益者は、配当税の軽減を受けるためには、申告書と誓約書に記入し、南アフリカの会社に提出しなければなりません。

### 3.4.2 二次法人税の廃止

2012年4月1日に配当税が導入される前、南アフリカには企業に対する二次法人税(Secondary Tax on Company(STC))というシステムがありました。STC体制の下では、配当に関する税金は配当を行った企業が支払うものとされており、配当を受けた株主が支払うべきものではありませんでした。この制度は2012年4月に廃止され、現在は配当税に変更されました。

### 3.4.3 利子源泉徴収税

利子に対する源泉徴収税は、支払われる利子に対して15%の税率で源泉徴収されます。源泉徴収税は最終課税ですが、いくつかの例外があります。

- 政府が起債した商品に関して発生した利息
- 上場会社が債務を負う証書(貸付金、前払金、債務、債券、無担保債券、手形、約束手形などを含む)に関して発生した利息
- 南アフリカの国内銀行または南アフリカ準備銀行の債務に関して発生した利息
- 本社企業が支払う利息または支払うべき利息で、一定の基準を満たすもの
- 外国人が、特定の課税年度の間に合計で183日を超えて南アフリカに物理的に滞在していた場合またはその年のいずれかの時点で、南アフリカのPEを通じて事業を行っていた場合

南アフリカの居住者が債務者として支払う利子に関して、当該債務者と債権者との関係でDTAの適用があれば、当該債権者に対して支払う利子の源泉徴収税率を軽減できる可能性があります。例えば、南アフリカおよび日本との間のDTAの削減率については、下記3.4.6をご参照ください。

利子源泉徴収税の免除および軽減税率の適用を受けるためには、免除または軽減税率の申告が必要です。

### 3.4.4 ロイヤリティ源泉徴収税

ロイヤルティに対する源泉徴収税は、当該ロイヤルティが南アフリカ内の供給源から供与の外国人によって受領された、または当該外国人に発生したとみなされる範囲において、外国人に支払われたまたは外国人の利益のために支払われたロイヤルティに対して15%の割合で課されます。源泉徴収税は最終課税です。

ロイヤルティに対する源泉徴収税は、所得税に基づく一定の免除の対象となるか、またはDTAが適用される場合、軽減税率の対象となる可能性があります。

ライセンシーとライセンサーとの関係においてDTAの適用があれば、ロイヤルティに関する源泉徴収税の税率が軽減されることがあります。例えば、南アフリカおよび日本との間のDTAの削減率については、下記3.4.6をご参照ください。

ロイヤルティに対する源泉徴収税の免除および軽減税率の適用を受けるためには、申告書および誓約書が必要となります。

源泉徴収税は、ロイヤルティが支払われる月の翌月末日までに支払われ、当該申告書が提出されなければなりません。

### 3.4.5 役務、管理、技術およびコンサルティングに対する源泉徴収税

南アフリカでは、現在、役務、管理、技術、コンサルティング費用に源泉徴収税は課されていません。

### 3.4.6 源泉徴収の税率

南アフリカは、日本との間で二国間租税条約(DTA)を締結しているところ、これにより両国間の利子、印税、配当の支払いに関する源泉徴収税率が引き下げられています。軽減率は以下の通りです。配当の受益者は、配当税の軽減を受けるためには、申告書と誓約書に記入し、南アフリカの会社に提出しなければなりません。この申告書と誓約書は、2020年7月1日以降、5年間のみ有効です。

支払形態	居住者 <sup>31</sup>	非居住者 <sup>32</sup>	日本との租税条約
配当金	20%	20%	5% <sup>33</sup> or 15%
利子	該当なし	15%	0%
使用料 (ロイヤリティ)	該当なし	15%	10%

## 3.5 租税条約

南アフリカは、所得税に対する国際的な二重課税の回避、脱税の防止を目的として、以下の国と地域で租税条約を締結しています。

アジア	日本、中国、韓国、台湾、タイ、シンガポール、インド、インドネシア、マレーシア、パキスタン
北米	カナダ、アメリカ合衆国など
中南米	ブラジル、メキシコ、チリなど

<sup>31</sup> 免除の適用がない限り、デフォルト率が適用されます。

<sup>32</sup> 免除または軽減率の適用がない限り、デフォルト率が適用されます。

<sup>33</sup> 受益者が配当金を支払う会社の株式を25%以上所有する日本の会社であって、かつ、当該法人の株式を利益分配に係る課税年度の終了の日に先立つ6ヶ月の期間を通じ所有している場合、5%の源泉税率を適用されます。

アフリカ・中東	カタール、エジプト、イラン、イスラエル、チュニジア、アルジェリア、ボツワナ、カメルーン、コンゴ共和国、エチオピア、エスワティニ、ガーナ、ケニア、クウェート、レソト、マラウイ、モーリシャス、モザンビーク、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、ルワンダ、サウジアラビア、セーシェル、タンザニア、チュニジア、ウガンダ、ザンビア、ジンバブエ
ヨーロッパ	フランス、ドイツ、イタリア、オランダ、スペイン、イギリス、ロシア、ベラルーシ、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、フィンランド、ギリシャ、グレナダ、ハンガリー、アイルランド、ルクセンブルグ、マルタ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スペイン、ロシア、スロバキア、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国
その他の国	オーストラリア、ニュージーランドなど

### 3.6 付加価値税

南アフリカにおける付加価値税(VAT:Value Added Tax)は1991年付加価値税法<sup>34</sup>で定められています。VATとは、日本でいう消費税のことで、商品とサービスに対して課される税であり、南アフリカでは原則15%の税率で課税されます。

#### 3.6.1 税率と課税対象取引

付加価値税率は、次の事項について課税されます。

- 企業取引の過程、促進のための売り手による商品および役務の提供
- 南アフリカへの物品の輸入
- 「輸入役務(imported services)」の供給

VAT対象となる商品または役務の売り手は、商品または役務の対価として15%の標準レートの付加価値税を課す必要があります。ただし、特定の商品やサービスの供給はゼロレート(一定の手続きを行うことを条件として、0%の率で課税しなければならない)であり、金融サービスなどは付加価値税が免除されます。

#### 3.6.2 納税義務者

南アフリカで付加価値税の納税者登録する義務があるのは、その人が事業を営み、連続する12カ月の間に、売上高100万ランド(税引き後利益ではなく実際の売上高)を超える場合、または売上高が100万ランドの基準値を超えると見込まれる場合です。

事業を営み、12カ月の間に5万ランドを超える課税対象供給品を提供する場合、自発的に付加価値税の納税者登録をすることができます。付加価値税の納税登録者として登録する必要のある事業体は、登録義務が発生してから21日以内に登録を行わなければなりません。

<sup>34</sup> Value Added Tax Act 89 of 1991

ん。

登録要件は、居住者(現地子会社)であるか非居住者(外国会社の支店)であるかに関わらず適用されます。

なお、電子サービスの提供に関しては、非居住者が南アフリカに物理的拠点を有していなくても、付加価値税の納税者とみなす条項があります。

### 3.6.3 申告・納付

付加価値税の納税義務者は、2カ月ごとに申告納付する必要があります。ただし、年間売上高が3千万ランドを超える場合は、毎月申告納付しなければなりません。申告納付は、課税期間の末日から25日以内に行う必要があります。

付加価値税の納税義務者は、割り当てられた付加価値税の期間で申告書を提出しなければなりません。付加価値税の期間は、売上高や事業の種類などによって異なり、通常は1ヶ月または2カ月です。場合によっては、より長い申告期間(6ヶ月または1年)が適用されることもあります。

上記の通り、付加価値税の支払いは、付加価値税の支払期限の翌月の25日までになされなければなりません。ただし、電子的に申告書を提出するためにSARSに登録している業者は、遅くとも支払期限の翌月の最終営業日までに支払いをすることができます。

## 3.7 個人税制

### 3.7.1 課税期間

個人所得税の課税期間は、3月1日から翌2月末日までの12カ月間となっております。

### 3.7.2 居住概念と課税所得

#### (1) 居住者

税務上の居住者は、原則として全世界の所得に対して所得税が課せられ、非居住者は南アフリカの源泉からの所得に対してのみ所得税が課せられます。

税務上の居住者の判定については、通常の居住者(Ordinary resident)であるか、滞在期間テスト(Physical Presence Test)のいずれかを用いて判定されます。

- 通常の居住者であるかどうかは、納税者の意思に基づく主観的な判断であるが、主観的な意思は客観的な要因に基づいて判断されます。
- 滞在期間テストは、客観的な調査で、納税者が6年間に南アフリカで過ごした日数<sup>35</sup>に基づいています。

しかし、たとえ滞在期間テストにより居住者とみなすことができたとしても、または通常の居住者と認められるとしても、その者が専ら他国の居住者とみなされる場合には、二国間租税条約が適用される場合、南アフリカでは居住者とはなりません。

なお、二国間租税条約の締約国の居住者である場合には、上記の南アフリカ法上の居住

<sup>35</sup> 所得税法上、①5年間で915日以上滞在し、②課税年度および直近の5課税年度の各年において最低91日以上南アフリカに滞在した者をいいます。

者判定テストの他に双方居住者の居住地振り分けルール(tie-breaker rule)の観点からどちらの管轄の居住者とみなされるか決定される場合もあります。

また、労働法の文脈では、給与(報酬)の源泉は従業員が雇用者に提供するサービス(労務の提供)であり、従業員にとっての税務上の居住者の判定は、誰によって、あるいはどこで給与が支払われたのではなく、どこで従業員が労務というサービスを提供したかによります。南アフリカで労働者が労務を提供したことに対して受け取る給与は、南アフリカの源泉からのものとみなされることが一般的です。この場合も、非居住者の従業員は、二国間租税条約の適用の要否を検討します。

## (2) 非居住者

非居住者は居住者以外の者であり、南アフリカ源泉所得についてのみ課税されることになります。

### 3.7.3 雇用者による源泉徴収

南アフリカには、Pay-as-you-earnまたはPAYEと呼ばれる従業員の源泉徴収制度があります。従業員に支払われる給与から従業員の税金を源泉徴収する義務は、南アフリカのすべての雇用者および南アフリカにPEを有する非居住の雇用者に適用されます。つまり雇用者は、従業員に対する毎月の給与支払時に従業員の税金を源泉徴収し、SARSに納付しなければなりません。雇用者の従業員に関する税負担は、2013年Employment Tax Incentive法により軽減される可能性があります。この法律は、労働市場の活性化に焦点を絞ることにより雇用の成長を支援することを目的としています。

従業員に関する税負担は、従業員の所得税とは別の形態ではなく、従業員が支払うべき通常の所得税の前払いです。これは最終的な税金ではなく、徴収の仕組みであり、雇用者は従業員の所得税を源泉徴収し、徴収した金額を直接SARSに支払う必要があります。

給与は広く定義されており、現金支給だけでなく、福利厚生や従業員株式スキームも含まれます。所得税法の別紙第7は、課税可能な付加的給付について言及し、従業員に提供される利益がどの程度まで課税対象となるかを規定しています。福利厚生が課税対象となる場合、当該福利厚生が従業員の給与に含まれ、通常の所得税率で所得税が課せられます。雇用者は課税される付加的給付に関して、従業員の税金を源泉徴収する義務があります。

また、雇用者は、失業保険基金(UIF: Unemployment Insurance Fund)の拠出金と技能開発賦課金(SDL: Skills Development Levies)を源泉徴収し、SARSに対して支払う義務を負うのが一般的です(社会保険の詳細は4.10参照)。

### 3.7.4 個人所得税率

課税所得に対して、以下の累進税率を適用して税額を算出します。

課税所得(ランド)	税率(2025年度)
0～237,000	18%
237,001～370,500	26%
370,501～512,800	31%
512,801～673,000	36%
673,001～857,900	39%
857,901～1,817,000	41%
1,817,000を超える場合	45%

ただし、税還付の申請の結果、納税者の年齢に応じて、次の金額に関しては毎年課税されません。

年齢	閾値(2025年度)
65歳以下	95,750
65歳～75歳	148,217
75歳以上	165,689

### 3.7.5 申告・納付

すべての納税義務者が確定申告を行わなければならないわけではありません。SARSのウェブサイトを参照の上、申告義務があるか否か判断することをおすすめいたします。

2023年度の課税所得に係る確定申告の期限は以下の通りです。

電子申告を行う場合（予定納付をしていない者）	2023年10月23日
電子申告を行う場合（予定納付をしている者）	2024年1月24日

また、給与以外の所得を得ている者は、予定納付者として登録することが求められる場合があります（上記3.3.12を参照）。

## 3.8 その他の主な税金

### 3.8.1 関税および物品税

SARSは、関税物品税法<sup>36</sup>に基づき、輸出入商品の税関管理を行っています。南アフリカに所在するか否かを問わず、いずれかの暦年において、課税価格が150,000ランドを超える商品を南アフリカとの間で輸出入する者は、関税物品税法に基づき、所定のDA185様式およびそれぞれの付属書に基づき、輸入業者または輸出業者としてSARSに登録しなければなりません。

関税物品税法は、通関および運送代理人の資格で行為する者やボンドで商品を輸入、保存、

<sup>36</sup> Customs and Excise Act, 1964

除去または輸出する者を含むSARSへの登録すべき者などを規定しています。輸入品は、下記の項目の一部または全部を検討する必要があります。

- 関税・物品税(従価税を含む)
- ダンピング防止、セーフガードおよび相殺関税
- 付加価値税

輸入者または輸出者が南アフリカに所在していない場合、南アフリカに所在する登録代理人を指名する義務があります。外国の輸入業者または輸出業者は、南アフリカで登録代理人が代理人となっている場合は、その代理人にすべての関税遵守手続きに立ち会うことを代理人に求める必要があります。当該登録代理人とは、(i)南アフリカに通常居住する自然人であって南アフリカの一定の物理的住所に居住する者、または、(ii)法人であって、南アフリカまたは他の国の法律に基づいて設立、登録または承認されており、かつ、南アフリカの特定の物理的住所に事業所を有する者をいいます。登録代理人は、輸入者または輸出者のいずれかに対して課されるすべての義務の履行に対して責任を負います。

南アフリカへの物資の出し入れは、SARSによって管理され、取り締まりが行われています。SARSが南アフリカの出入国地点で行う基本的な機能は、輸出入毎に提出しなければならない通関申告書に基づき、入国・出国の船積みを監視し、関税法および関連規程類に違反する商品を発見し、留置することです。SARSは、南アフリカの税制、関税および物品税法ならびに健康および医薬品規制法、環境法などの他の法規の違反を取り締まります。商品のすべての輸出入者は、商品が南アフリカに正式に輸入されるかまたは南アフリカから輸出される前に、SARS税関に申告書を提出しなければなりません。

南アフリカから特定の商品を輸出するには、追加の輸出許可が必要です。2002年国際貿易管理法<sup>37</sup>第71条は、国際貿易管理委員会(ITAC: International Trade Administration Commission)に対して、認可により南アフリカに出入りする物品の移動を管理する権限を与えています。

### 3.8.2 謹渡税

南アフリカは、南アフリカ内に所在する物件(主に南アフリカに所在する土地およびそれに付随する建物等)の取得に対して、謹渡税(Transfer duty)が課税されます。謹渡税は、物件に対して支払われた対価または支払われるべき対価に対して課されます。物件を無償で取得する場合、または、その対価が市場に関連していない場合、謹渡税は物件の公正市場価格に基づいて算定されます。なお、付加価値税の課税対象取引に対しては謹渡税は課税されません。

<sup>37</sup> International Trade Administration Act 71 of 2002

課税所得(ランド)	税率
0～1,100,000	0%
1,100,001～1,512,500	110万ランドを超える部分につき3%
1,512,501～2,117,500	12,375ランド+1,512,500を超える部分につき6%
2,117,501～2,722,500	48,675ランド+2,117,500を超える部分につき8%
2,722,501～12,100,000	97,075ランド+2,722,500を超える部分につき11%
12,100,000を超える場合	1,128,600ランド+12,100,000を超える部分につき13%

### 3.8.3 有価証券譲渡税

有価証券の譲渡に対しては、有価証券譲渡税(STT: Securities Transfer Tax)が課税されます。税率は一律 0.25%です。

### 3.8.4 贈与税(Donations Tax)

贈与税は、居住贈与者による贈与する財産価額に対して課税されます。贈与税は、南アフリカの居住者から贈与された物件に対して、その物件の所在地(南アフリカの内外を問わない)にかかる課税ですが、非居住者は贈与税の責任を負いません。贈与税は以下の税率で課税されます。

- 20%: 贈与の価額が3000万ランドを超えない場合
- 25%: 3000万ランド以上の贈与の場合

以下の寄付は、一般的に贈与税が免除されます。

- 自然人による10,000ランド(毎年)を超えない価額の贈与
- 100,000ランド(毎年)までの企業による贈与

その他、相続税(Estate duty)、航空旅客税(Air Passenger Tax)、ダイヤモンド輸出税(Diamond Export Levy)や環境税(Environmental Tax)などの税金が定められています。

## 3.9 その他国際取引に係る主な税制

### 3.9.1 移転価格税制

南アフリカには国境を越えて取引をする場合に適用される移転価格税制が存在します。南アフリカの移転価格税制は、関連当事者(connected person)間で物品やサービスの移転価格を人為的に操作することにより、どちらか一方の当事者が南アフリカの税制上利益となることが判明した場合、納税者(納税者がその義務を怠った場合にはSARS)に価格調整を実質的に義務づけています。これらの規制の発動を防ぐには、南アフリカの子会社と非居住者との間の関連当事者間取引は、独立企業原則(arms length rule)に基づいて行われなければなりません。支店との関係で本店と支店との間の取引は、南アフリカでは移転価格税制の対象外

です。しかし、支店への利潤の公正な配分のために移転価格税制の原則が適用されます。

移転価格税制に基づいて行われる調整は、27%の課税に加え、20%の配当税が課せられるみなし配当も含みます。そのため移転価格の調整は、所得税負担を増加させるのみならず二次的な課税をもたらすこともあります。

### 3.9.2 過小資本税制

過小資本税制とは、資本金の額に対して、国外関連者からの借入額を制限する制度です。

従来は、資本金の3倍の額を超える借入金に対する支払利息は、法人税の計算上損金に算入されないという制度がありました。しかし、過少資本規制を含む南アフリカの移転価格規則は2012年4月1日から改正され、企業が過少資本であるかどうかを決定するために一般的な移転価格(独立企業間価格(Arm's length price))の規定が適用されることなどが定めされました。

SARSは、2023年1月17日に、2012年4月1日の改正後以降に適用される解釈ノート127(IN127<sup>38</sup>)を公表しました。IN127では、借入れの許容額は独立企業原則に基づいて決定されなければならないという原則を示しています。借入れの独立企業原則を評価するにあたり、SARSは、OECD移転価格ガイドラインに含まれる独立企業原則の適用に関するガイドラインに従っています。

IN127ではまだセーフハーバールールは示していませんが、以下の一部または全部が存在する場合、独立企業原則に従っていないとみなすとされています。

- 納税者が自力で維持できる負債額よりも多額の負債を抱えている(資本が薄い)場合
- 貸付けの期間が、独立企業間での交渉の場合よりも長い場合
- 返済、金利その他の条件が、独立企業間で締結または合意されたであろう条件とはいえない場合

### 3.9.3 外国為替管理

南アフリカの居住者は、通貨取引法(Currency and Exchange Act)に基づき規定された為替管理規則(Exchange Control Regulations)により、為替管理の対象となっています。上記の法令に従い、ガイドライン等が通達および関連マニュアル(総称してExcon Rules)の形式で発行されています。為替管理の目的は、とりわけ、南アフリカからの資本の流入と流出を規制することにあります。

南アフリカ準備銀行(SARB : South African Reserve Bank)の財務サーバランス部は、為替管理の担当をしています。また、南アフリカの主要銀行はすべて外国為替の公認ディーラー(Authorised Dealer)として任命される必要があります。公認ディーラーは、SARBが定める条件および制限の範囲内で、外国為替を売買することができ、外国為替に関連するいかなる取引も取り扱わなければなりません。

<sup>38</sup> *Determination of the taxable income of certain persons from international transactions: intra-group loans.*

南アフリカの居住者は、Excon Rulesに定められた場合を除き、南アフリカから資本を国外に移転することは認められていません。したがって、南アフリカの居住者は、資金(資金の形態であるか否かを問わず、また、知的財産も含みます)または資本に対する権利のいずれかが、SARB または特定の場合には公認ディーラーの承認なしに、南アフリカから直接または間接的に輸出される取引を行う権利を有しません。

為替管理は、非居住者には適用されませんが、南アフリカの資産の取得や居住者との取引には為替管理の承認が必要となるため、非居住者は間接的に影響を受ける可能性があります。為替管理上の「居住者」とは、永住権を有し、南アフリカに住所を有し、または登録されている者(自然人または法人)をいいます。これらの目的のため、レソト、ナミビア、エスワティニで構成される共通通貨圏(CMA: Common Monetary Area)以外の南アフリカの住民が保有する承認済みのオフショア投資は除外されますが、依然としてExcon Rulesの対象です。

為替管理上の「非居住者」とは、「その通常の居住地、住所または登録がCMAの外にある者(自然人または法人)」をいいます。「外国人」とは、「南アフリカに一時的に居住しているCMA以外の国の自然人」と定義しています。

南アフリカ財務省の表明した意図は、許可なく資本の流れを一切認めない「一般的」アプローチから、リスクベースの資本の流れのみを認めない「例外的」アプローチに移行することにあります。

### 3.10 マネーロンダリングに係る規制

南アフリカにおけるマネーロンダリング防止(AML:Anti-Money Laundering)の枠組みは、様々な法律で構成されていますが、主な法律は2001年財務情報センター法(FICA:Financial Intelligence Centre Act)です。

FICAの別表1は、説明責任のある機関(説明責任機関(Accountable Institute))の広範なリストを、別表3は報告機関(Reporting Institute)のリストが記載されています。FICAは、また説明責任機関または報告機関に該当しない企業に対しても、疑わしい(suspicious)、異常な取引または活動(unusual transaction or activities)に関する報告義務を課しています(以下で詳述)。説明責任機関には、銀行業、保険業、外国為替を扱う者、証券取引所の会員、送金業、法律事務所・弁護士が含まれます。報告機関には、自動車ディーラーやKruger Rand dealers(金貨のディーラー)などが含まれます。

#### 3.10.1 財務情報センター(FIC: Financial Intelligence Centre)への登録

FICA第43条のBは、説明責任機関および報告機関である事業体に対して、所定の期間内に財務情報センター(以下、FIC)に登録することを義務付けています。現在、登録期間は事業開始日から90日です。

#### 3.10.2 本人確認手続(デューデリジェンス/Know Your Customer (KYC) )

説明責任機関は、顧客の身元を確認する義務があります。顧客が他人(本人)の代理として行動する場合、説明責任機関は、顧客の代理権限だけでなく、本人を特定する義務も負いま

す。また、FICAは、取引の監視、資金源に関する情報収集、取引の異常なパターンの発見、明白な事業目的または合法的な目的のない取引の回避、国内外の政治的に露出した人々(PEP: Politically Exposed Persons)や影響力を持つ人々との取引に対処するための適切なプロセスを含む、継続的なデューディリジェンス(本人確認手続)を実施することを求めています<sup>39</sup>。

### 3.10.3 記録の保持義務

FICA第22条および第23条は、説明責任機関に対し、取引記録だけでなく、顧客の身元、取引に関する記録と情報を保持することを要求しています。この情報には、特に顧客の身元を確認するために入手した文書、取引の性質および目的、取引に伴う金額、日付、当事者および取引先の連絡先が含まれます。またそれらの記録は、当該取引終了後から5年間保管して下さい。

### 3.10.4 報告義務

FICA第28条は、取引に関し、説明責任機関または報告機関が所定の金額を超える現金を支払いまたは受領した場合には、説明責任機関または報告機関は、所定の期間内に、顧客と締結した取引に関する所定の事項を報告しなければならないと規定しています。所定の金額は、現在49999.99ランドです<sup>40</sup>。

テロ対策 – FICA第28A条は、テロリストに対する憲法保護法<sup>41</sup>に列挙された一定の罪を犯した、あるいは犯そうと試みた、あるいは助長しようとした団体や個人、および国連安全保障理事会の決議で特定された団体や個人が所有・支配またはそれらを管理している場合、説明責任機関がFICに報告することを義務付けています。

FICA第29条第1項は、事業を経営する者または事業に雇用されている者であって、当該事業がテロ活動の資金供与に関連する違法な活動もしくは財産の収益を受領し、もしくは受領しようとしていることを知っており、またはその疑いがある者などは、所定の期間内に、当該取引に関する知識もしくは疑惑の根拠および所定の事項をFICに報告しなければならないと規定しています。当該報告は、疑惑を抱いた時点からできるだけ速やかに(as soon as possible)提出しなければならず、土曜日、日曜日、祝祭日を除き、15日以内に、いずれ報告の原因となる事実を知った後に提出しなければなりません<sup>42</sup>。

FICA第31条は、特定のカテゴリーの説明責任機関に対し、19999.99ランドを超える国際為替取引で、他人の指示または代理によって行われるものと報告するよう求めています。これには送金および受取金が含まれます。

これらの報告の不履行は、違法行為です。

### 3.10.5 リスク管理・コンプライアンスプログラム(RMCP)の策定と実施

<sup>39</sup> Sections 21-21H of FICA

<sup>40</sup> Financial Intelligence Centre Guidance Note 5C

<sup>41</sup> Protection of Constitutional Democracy Against Terrorist and Related Activities Act 23 of 2022

<sup>42</sup> Guidance Note 4B issued by the FIC

FICA第42条(1)および(2)は、説明責任機関に対し、マネーロンダリング対策の策定や文書化等の義務を規定しています。特に、説明責任機関は、マネーロンダリングに関連するリスクを特定、評価、監視、管理、軽減等の対策を含むリスク管理・コンプライアンスプログラム(RMCP: Risk Management and Compliance Programme)の策定を行う必要があります。

RMCPは、理事会、上級管理職または説明責任機関内の最高レベルの権限を有する者によって承認されなければならず、また、定期的に見直されなければなりません。FICA第43条は、さらに、コンプライアンスを可能にするために、説明責任機関が従業員にRMCPに関する継続的なトレーニングを提供しなければならないと規定しています。

### 3.10.6 受益所有者(Beneficial Owner)の開示義務

2022年通則法<sup>43</sup>によって改正された会社法は、会社が最終的に会社を所有または支配する自然人の記録を保管する義務を当該会社に課しています。改正会社法は、以下の事項について具体的な要件を定めています。

- 南アフリカの上場企業、その子会社または支配する企業
- その他の規制対象会社およびその子会社
- 他のすべての企業

特に、すべての会社は、最終的に会社を所有または支配するすべての個人(5%以上を所有または支配)の氏名、身分証明書またはパスポート番号、出生国および住所を確認し、証券登録簿に記録することを要求されます。この情報は、証券登録簿に記録され、毎年、年次申告書とともに提供しなければなりません。

いかなる変更も、変更の通知から10営業日以内に証券登録簿に記録し、さらに10営業日以内に身分証明書および通知の認証コピーとともにCIPCに提出しなければなりません。

### 3.10.7 制裁

上記で列挙した義務に違反した場合には、以下の制裁が科されます。

- 行政上の制裁 - これらは主に、(i) RMCP(上記3.10.5)の策定の不履行、(ii) 顧客の本人確認の不履行および記録の不保持に関するものであり、以下を含みます。
  - ・ 不遵守につながった行為を繰り返さないよう注意
  - ・ 戒告
  - ・ 是正措置または具体的な取り決めを行うように指示
  - ・ 特定の事業活動の制限または停止
  - ・ 自然人については1000万ランドを超えない罰金、法人については5000万ランドを超えない罰金
- 刑事罰等は、上記のような報告を行わず、記録を破棄した場合に科されます。違反の

<sup>43</sup> General Laws (Anti-Money Laundering and Combating Terrorism Financing) Amendment Act 22 of 2022

程度によっては、以下が科されることもあります。

- ・ 1000万ランド以下の罰金または5年以下の懲役
- ・ 1億ランド以下の罰金または15年の懲役

### 3.11 贈収賄・汚職防止に係る規制

南アフリカにおける贈収賄・汚職対策(ABAC: Anti-Bribery and Anti-Corruption)の枠組みは、様々な法律で構成されており、主要な法律は2004年腐敗行為防止法(PRECCA: Prevention and Combating of Corrupt Activities Act 12 of 2004)です。

#### 3.11.1 汚職の一般罪

PRECCA第3条は、汚職の一般的な犯罪を規定しています。南アフリカの法律は「贈収賄(Bribery)」を定義しておらず、ABACなどの法律でも用語を使用せず、代わりに汚職(Corruption)、腐敗行為(Corrupt activities)および「満足(Gratification)」の概念で規制しています。大まかに言えば、贈収賄は上記の汚職および腐敗活動の定義に含まれ、「賄賂(Bribe)」は法律で定義されている「満足(Gratification)」の概念に含まれます。第3条は、ある者の利益のために違法または不正等のある方法で行動するまたは行動するために、その者に「満足(Gratification)」を与える(または与えることに同意もしくは申し出る)、または受け入れる(または受けることに同意する、もしくは申し出る)者は、腐敗の一般的犯罪が適用されると規定しています。

PRECCAは、上記の一般罪に加え、多くの特定の汚職行為を規定し<sup>44</sup>、他人の違法行為を共謀、教唆、帮助した者に対しても刑事罰を科しています<sup>45</sup>。また、PRECCAは、政府職員に適用される1977年海外汚職行為防止法<sup>46</sup>(FCPA)とは異なり、公務員による汚職と私人による汚職の両方に対して刑罰を科しています。例えば、民間企業の従業員は、当該企業の顧客企業の従業員に賄賂を供与したり、金員を支払ったりすることで、汚職の罪に問われる可能性があります。

「満足(Gratification)」は、PRECCAでは非常に広く定義されており、贈答、接待、融資、雇用、契約、その他の形態の恩恵など、金銭以外の恩恵も含まれます。贈答品、接待、旅行の提供をその他の形態の恩恵とみなされる場合もあります。「満足(Gratification)」は、金額要件がなく、低い額であってもこれに該当する場合があることに留意が必要です。

#### 3.11.2 報告義務

PRECCAには、汚職の事例だけでなく、詐欺、窃盗、恐喝、偽造・変造および同行使についても、広範囲にわたる報告および開示義務が課されています。報告義務は、10万ランド以上の取引で、これらの犯罪を知っているか、またはその疑いがあることを合理的に知つてい

<sup>44</sup> PRECCA第4条乃至第16条

<sup>45</sup> PRECCA第20条および第21条

<sup>46</sup> Foreign Corrupt Practices Act of 1977

る「権限のある地位 (position of authority)」のある者に課しています<sup>47</sup>。

当該報告は、Dorectorate for Priority Crime (いわゆるthe Hawks) の指定警察官に提出されなければなりません。この報告を怠ると罰金または10年以下の懲役が科される可能性があります。

### 3.11.3 域外適用

PRECCAは、域外適用についても規定されています<sup>48</sup>。汚職行為が南アフリカ域外で行われた場合、当該行為が行われた国における犯罪であったか否かにかかわらず、以下の場合には南アフリカの裁判所に管轄権を有します。

- 起訴の対象者が南アフリカ国民および南アフリカの居住者である場合
- 南アフリカもしくはその領海において、または南アフリカにおいて登録されもしくは登録されている船舶もしくは航空機で逮捕された者
- 起訴の対象が会社の場合、南アフリカの法律に基づいて設立または登録された会社、または南アフリカで組織化された団体である場合

さらに、以下の場合、南アフリカ国外で犯されたPRECCAの犯罪を構成する行為は、南アフリカで犯罪が行われたとみなされるものとしています。

- その行為が南アフリカの公的機関、事業、その他の人に影響を与えるか、または影響を与えることを意図している場合
- 南アフリカに居住していることが判明し、何らかの理由で南アフリカに引き渡されない場合

### 3.11.4 制裁

PRECCAの規定の不遵守または違反に対しては、以下の制裁が科されます<sup>49</sup>。

- 高等裁判所 (High Court) で有罪とされた場合は、罰金または終身刑
- 治安判事裁判所 (Regional magistrates' court) で有罪判決を受けた場合は、罰金または18年以下の懲役
- 治安判事裁判所 (District magistrates' court) で有罪判決を受けた場合は、罰金または5年以下の懲役

上記の制裁に加えて、裁判所は、汚職の際に支払った「満足 (Gratification)」の価値の5倍に相当する罰金も科すことができます。

#### 【出所】

- Income Tax Act No 58 of 1962

<sup>47</sup> PRECCA第34条、第2条(1)および(2)

<sup>48</sup> PRECCA第35条

<sup>49</sup> PRECCA第26条

- Value-Added Tax Act 89 of 1991
- Employment Tax Incentive Act 26 of 2013
- Customs and Excise Act 91 of 1964
- International Trade Administration Act 71 of 2002
- South Africa Revenue Service (<http://www.sars.gov.za>)
- Financial Intelligence Centre Act 38 of 2001
- Protection of Constitutional Democracy Against Terrorist and Related Activities Act 23 of 2022
- Companies Act 71 of 2008
- General Laws (Anti-Money Laundering and Combating Terrorism Financing) Amendment Act 22 of 2022
- Financial Intelligence Center (<https://www.fic.gov.za/>)
- Prevention and Combating of Corrupt Activities Act 12 of 2004
- Section 34 reporting guide (Hawks)
- Foreign Corrupt Practices Act of 1977

## Section 4: 雇用および労働法

### 4.1 適用される法律

南アフリカの法体系は、日本の労働基準法にあたる雇用基準法<sup>50</sup>を中心とし、雇用均等法<sup>51</sup>、労働関連法<sup>52</sup>等で構成されています。

これらの法律は、南アフリカで働く外国人労働者を含むすべての労働者に適用されます。判例によれば、違法就労者にも適用されるとの判決が出ています。

ただし、下記の例外があります。

- 慈善団体に勤務する無休のボランティアおよび国家安全保障庁 (State Security Agency) に所属する労働者は、雇用基準法の適用が免除されます。
- 政府の防衛機関および国家安全保障庁に所属する労働者は、労働関連法の適用が除外されます。
- 政府の防衛機関・研究機関・秘密機関に所属する労働者は、雇用均等法の適用が免除されます。

なお、2010年1月15日には雇用基準法第43条(子供の就業禁止) 第44条(15歳以上の子供の就業)についての附則、子供の危険業種への就業規制<sup>53</sup>が公布されるなど、労働に関係する法整備が進められています。

### 4.2 求人

#### 4.2.1 求人の方法

南アフリカではESSAと呼ばれる労働局が運営する求人サイトがあります。

求職者は、このESSAに登録して求職活動をすることができますし、雇用保険番号 (UIF reference number、UIF: Unemployment Insurance Fund) を取得することによって、求人活動を行うことが可能です。ESSAは英語で利用することができるため、企業にとっては有用なサイトとなります。

従業員を雇用したい雇用者は、ESSAに登録することができます。雇用保険に登録していない雇用者は雇用保険番号 (UIF reference number) を取得していないためサイトを利用できませんが、雇用者には半強制的に雇用保険の加入義務があるため、ほとんどの雇用者はESSAを使用することが可能です。

ESSAを利用する以外の求人方法としては、民間の人材紹介企業を利用する等の方法があります。民間で作成している求人サイトにおいても英語で利用できるサイトが多いため、ESSA以外の媒体を通じて求人活動を行うことは可能となっています。

<sup>50</sup> Basic Conditions of Employment Act 75 of 1997

<sup>51</sup> Employment Equity Act 55 of 1998

<sup>52</sup> Labour Relations Act 66 of 1995

<sup>53</sup> Regulation on Hazardous work by Children in South Africa, 2010

#### 4.2.2 南アフリカの求人サイト

下記では南アフリカにおける求人サイトを記載しています。

- career JET <http://www.careerjet.co.za/sars-jobs.html>
- D・A・V professional placement group: <http://www.dav.co.za/>
- Recruitment Direct: <http://www.recruitmentdirect.co.za/>

#### 4.2.3 求人にかかる法律

雇用者は、月に24時間以上働くすべての従業員に対して雇用保険(UIF)に登録し、一部拠出金を負担する義務があります。

15歳未満の年少者を労働させることは禁止されています。また、18歳未満が年少者とされ、雇うには制約があるため、15歳～18歳の労働者を雇う際には注意が必要です<sup>54</sup>。以下、年少者(15歳～18歳)を雇う場合の禁止事項になります。

- ・15歳以上のものであっても、義務教育期間中の者を働かせること
- ・年齢にふさわしくない仕事をさせること
- ・年少者の健康、教育等に悪影響を及ぼすと考えられる仕事をさせること

年少者の規制に違反しないために、雇用の際の年齢確認は必須となります。

### 4.3 雇用契約

雇用者は、雇用契約を締結する際には、以下の事項を従業員に最低限明示しなければなりません。

- ・雇用者の会社名と住所
- ・当該従業員の役職と職種(または業務の概要)
- ・当該従業員の勤務地(または各地で従事することを要求される場合にはその概要)
- ・契約開始日
- ・1週間の就業日数と1日の就業時間
- ・賃金と給与の計算方法
- ・深夜手当
- ・その他手当(現金支給または現物支給も含む)
- ・賃金と給与からの控除項目の明示
- ・休暇
- ・通知期間
- ・期間の定めのある雇用契約の場合はその契約終了日
- ・雇用者の事業の対象となる審議会または産業セクター別の決定機関の詳細
- ・雇用契約についてのデータを従業員がいつでも取得できるようにする旨

また、雇用者は、各従業員の労働時間および支払われた賃金に関する記録を一定期間保

<sup>54</sup> 例外として、広告、芸術または文化活動に従事される場合は適用されません。

管しなければなりません。

雇用契約は、書面でなければならぬとの規定はありませんが、雇用契約に変更が生じた場合には、雇用者は労働者に対して変更した旨の書面のコピーを送付しなければなりません。

## 4.4 賃金

---

### 4.4.1 賃金の支払原則

南アフリカでは、賃金を支払う際に以下の原則があります。

- ・南アフリカの通貨で支払われること
- ・日払い、週払い、2週間ごと、月払いのいずれかの期間で支払うこと
- ・賃金の支払方法は現金または小切手もしくは労働者指定の銀行口座への振込であること

また、賃金を支払う際には下記の情報を労働者に伝えなければなりません。

- ・雇用者の名前と住所
- ・従業員の名前と役職
- ・支払われる賃金の計算期間
- ・支払われる賃金総額
- ・控除がある場合はその項目と金額
- ・手取金額
- ・時間外労働があればその時間と金額
- ・休日労働があればその時間と金額

### 4.4.2 賃金の控除について

原則として、法律、労働協約、裁判所により認められる場合を除き、賃金よりいかなる控除もすることができます。

また、下記の事項に該当する場合には、従業員の書面による合意を得ることにより賃金から、従業員に対する損失または損害の補填として控除することができます。

- ・雇用の過程で、従業員の過失により会社が損害を被った場合
- ・会社が公正な手続きに従い、かつ、控除をすべきでないことを示すための合理的な機会を従業員に与えた場合
- ・控除額の合計が実損額を超せず、かつ、その控除額が従業員の給与額の4分の1を超えない場合
- ・給与以外に対して控除する場合は、その内容と数量を明示する必要があること

### 4.4.3 社会保険料に関する支払い

社会保険料に関して、雇用者が従業員の賃金より保険料を控除した場合、控除後7日以内に保険料を納めなければなりません。

また、雇用者負担分については、従業員の賃金より控除をすることができません。雇用者負担分は、給与の支給後7日以内に納付しなければなりません。

## 4.5 労働時間・休憩・休日

### 4.5.1 労働時間

労働時間は、週45時間と定められており、1日の労働時間は週5日、週6日の場合で異なります。

労働時間の規定は以下の通りになります。

上限	期間	労働時間
1週間45時間	1週間のうち勤務日数が5日以下	1日9時間まで
	1週間のうち勤務日数が6日以上	1日8時間まで

労働時間の規定について、以下のいずれかに該当する者は適用除外となります。

- ・管理職
- ・外回り営業に従事するもの
- ・自らの裁量で業務に従事するもの
- ・月の労働時間が24時間に満たないもの
- ・年間所得が労働大臣が隨時定める賃金基準(現行は241,110.59ランド)を超えるもの

なお上記の他、緊急作業に従事する従業員については、労働時間に関する規定を適用しない場合があります。

### 4.5.2 時間外労働

雇用者は、従業員に対して以下の時間外労働をさせることは禁止されています。

- ・従業員が時間外労働について同意していない場合
- ・週10時間を超えて時間外労働させること
- ・1日12時間を超えて勤務させること(ただし、労使双方が締結した労働協約(collective agreement)に従い、15時間を限度として延長可能。また、当該労使協定は12ヶ月の期間内に限り、2ヶ月を限度として適用可能。)

時間外労働手当は1.5倍となります。ただし、労使間で合意があれば時間外手当ではなく、代休を付与することができます。代休の付与方法は以下の通りです。

条件	次のいずれかに該当
時間外労働1時間に対して	① 通常賃金と30分の有給休暇 ② 90分の有給休暇

### 4.5.3 変形労働時間制① 圧縮週型

一定の要件を満たせば時間外労働手当を支払わずに1日12時間まで労働をさせることができます(休憩含む)。一定の要件は以下の通りです。

条件	次のいずれかに該当(書面合意が必要)
1日12時間以内、時間外労働なし	① 週45時間以内の労働 ② 1週間に10時間を超える時間外労働をさせないこと ③ 従業員は週5日を超えて労働する必要がないこと

### 4.5.4 変形労働時間制② 平均労働時間

労使の同意(労働協約)により、期間を定めて(最大4ヶ月間)、平均労働時間を算出し、時間外労働手当を支払わなくすることが可能です。ただし、以下の取り扱いは禁止されています。

- ・合意期間のうち週平均労働時間が45時間を超えること
- ・合意期間のうち週平均時間外労働が5時間を超えること

例：1/1 6時間労働

1/2 10時間労働

=平均化して、1日8時間労働とすることにより、残業代を支払わなくて良いとする。

#### 4.5.5 食事休憩

5時間以上連続で働かせる場合は、最低1時間の食事休憩を付与しなければなりません。この休憩に対して賃金を支払う義務はありませんが、以下の場合には給与の支払い義務が生じます。

- ・従業員が就業を必要とする場合またはいつでも仕事に従事できる環境にある食事休憩
- ・食事休憩が75分を超える場合

※例外として、職場と労働者の居所が同一の場合を除く

また、労使の合意により、30分まで休憩を減らすことができます。また勤務時間が6時間未満の場合には食事休憩を省くことができます。

#### 4.5.6 休日

休日に関する規定は以下の通りです。

- ・原則、1日の休日(仕事が終わってから、次の仕事が始まるまでの間)は12時間空けなければならない。労使の合意により、3時間の食事休憩を与えることを条件として、1日の休日を10時間まで減らすことが可能です(居所兼勤務地となっていることが条件)。
- ・週末の休日は、連続36時間を与えなければならず、日曜日を含むものとする(契約で別段の定めが可能)。労使の合意により、2回分の週末を合わせて60時間の休日とすることができます。または週末の休日を8時間とし、次の週末で埋め合わせを行うことも可能です。

#### 4.5.7 休日手当

法定休日は週1日、日曜日になります。日曜日に出勤した労働者の割増賃金は2倍となります。日曜日が通常勤務となっている場合(例えば、月曜日が休日)は日曜日の賃金が1.5倍となります。日曜日の勤務時間が通常の勤務時間未満の場合でも、通常勤務時間で働いているものとみなして賃金を支払わなければなりません。労働者が日曜日から翌日にかけて勤務した場合には、その勤務期間は日曜日に勤務したものとして給与を支払う必要があります。

#### 4.5.8 深夜労働

深夜労働に該当する時間帯は18:00～翌6:00と定義されます。原則、深夜労働は禁止されていますが、労使の合意があり、かつ以下の要件をすべて満たす場合には、雇用者は従業

員に対して深夜労働をさせることができます。

- ・深夜手当等の支払い、または労働時間の短縮
- ・当該労働者が仕事開始時、終了時の交通手段を確保していること

雇用者は、従業員の安全および衛生上の管理義務があり、一例としては、雇用者負担による健康診断を受けさせることなどがあげられます。健康診断の期間は具体的には決まっておらず『適切な時期』とだけ規定があるため、雇用者の裁量に委ねられています。

#### 4.5.9 祝日（公休日）

原則として、従業員を祝日に働かせることはできません。ただし、雇用契約で別段の定めを設けた場合には、祝日に労働させることが可能となります。

祝日が労働日（通常シフトで労働者が勤務する日のこと）と重なった場合の取扱いは以下の通りとなります。

- ・勤務しなかった場合  
→少なくとも通常勤務と同じ賃金を支払わなければならない
  - ・勤務した場合  
→2倍の賃金を支払う必要があります。代替手段として、通常賃金に加算して、この日労働者が受け取った金額を支払う。この金額が通常賃金の2倍に満たない場合は、2倍の賃金を支払うことになる。
- ※ これらの規則は、上記4.5.1で言及されている基準値を超えて働く従業員にも等しく適用されます。

### 4.6 休暇

休暇についての規定は1ヶ月間の労働時間が24時間未満の労働者には適用されません。労使の合意により、労働者に有利な休暇を与えることは可能ですが、不利な休暇を付与することは禁止されています。

#### 4.6.1 年次有給休暇

年次有給休暇とは、12ヶ月働いた場合、もしくは会社規程で指定期間があればその期間働いた場合得られる休暇のことです。付与の方法は以下の通りです。

原則	合意により
連続21日間の 年次有給休暇	当該労働者の就業日数17日につき1日の有給休暇
または	当該労働者の就業時間17時間につき1時間の有給休暇

有給休暇の具体的な日にちについては、原則、労使の合意に従いますが、この合意がされていない場合には雇用者が判断することになります。

なお、労働者の申し出により、有給の買い取りも認められています。

#### 4.6.2 有給休暇の金額の計算方法と支払い

有給休暇の金額の計算は、その有給休暇を付与するための起算点時の賃金を基準としま

す。有給休暇中に支払われるべき金額は、原則、労働者が有給休暇を取得する前に支払わなければなりませんが、労使の合意により別段の定めをすることができます。

#### 4.6.3 傷病休暇

傷病休暇は、36ヶ月間、同一の雇用者に雇われている労働者に付与されます。この36ヶ月の起算点は労働者が入社したとき、もしくは前回の傷病休暇明けから起算されます。

労働者は、週5日勤務する場合は30営業日以内、週6日勤務する場合は36営業日以内の傷病休暇を取得することができます。雇用後、最初の6ヶ月間については26日間の勤務につき1日の傷病休暇を取得することができます。

労働者が傷病休暇を連続2日以上取得する場合、または8週間以内で合計2日以上の傷病休暇を取得する場合には、医者の診断書を雇用者に提出しなければなりません。

#### 4.6.4 産前産後休暇

出産予定日の4週間前を起算点に、4ヶ月間の産前産後休暇が認められています。また医者の診断書があれば、この期間を延長することができます。

産後の休暇は6週間以上で、医者の診断書がない限り働くことができません。

産休を受ける従業員は、雇用者に産休開始日と仕事復帰日について書面で通知しなければなりません。この通知は少なくとも産休開始日の4週間前に通知する必要があります<sup>55</sup>。よって、産休開始日の4週間前までに『産休開始日と仕事復帰日』を記載した書面を雇用者に通知しなければなりません。

妊婦や出産後6ヶ月以内の女性を過酷な労働条件におくことは法律で禁止されており、雇用者はこれらを考慮して対応する必要があります。

#### 4.6.5 育児休暇

産前産後休暇以外に従業員が取得できる休暇は以下の通りです。

- ・ 子の親である従業員は、連続10日の無給の育児休業(parental leave)
- ・ 2歳未満の子の養親である従業員は、連続10日の無給の育児休暇(adoptive leave or parental leave)
- ・ 代理母契約(commissioning parent)、連続10週間の無給の育児休業(commissioning parental leave)、連続10日の無給の育児休業(parental leave)をした場合

養親が2人であるときまたは代理母契約を嘱託する親が2人であるときは、養親の一人は adoptive/commissioning parental leaveの申出をし、他の親はparental leaveの申出を行うことも可能です。

#### 4.6.6 慶弔休暇

南アフリカでは慶弔休暇が認められています。慶弔休暇期間中は有給休暇として、通常の賃金が支払われます。慶弔休暇取得が認められている労働者は4ヶ月以上同一の雇用者のもとで働いており、週4日以上勤務している労働者が該当します。

<sup>55</sup> 合理的に実行可能でない場合には、可能な限り速やかに通知を行います。

以下のいずれかに該当した場合に、労働者は3日間を慶弔休暇として取得することができます。

- ・当該労働者の子供が病気になったとき
- ・当該労働者の配偶者またはライフパートナーが死亡したとき
- ・当該労働者の近親者<sup>56</sup>が死亡したとき

労働者が慶弔休暇を受けるには、上記の項目を証明するものを雇用者に提出しなければなりません。また、労使協定により慶弔休暇の延長をすることが可能で、半日単位で慶弔休暇を使うこともできます。

## 4.7 就業規則

一般原則として、就業規則 (internal work rules, employment regulations) の作成は義務づけられていませんが、多くの企業では、就業規則として懲戒規定 (disciplinary code)、規則 (regulation)、ポリシー (policy) を作成することがあります。

すべての雇用主は、職場におけるハラスメントの防止および排除に関する行動規範 (Code of Good Practice) の作成および実行が求められます。

## 4.8 安全衛生

安全衛生に係る法律は、安全衛生法 (OHSA: Occupational Health and Safety Act) により規定されています。規定項目としてトイレ、更衣室、応急設備、給水、清掃、衣服、機械操作、梱包、はしご、火器、喚起、照明、温度、騒音、アスベスト等の取扱方法が記載されています。

### 4.8.1 適用範囲

船員・鉱業に従事するものを除き、南アフリカで働くすべての者に適用されます。船員・鉱業で働くものは別法で規定されます。

### 4.8.2 労働者の責務

労働者は細心の注意を払い業務に従事すること、安全でないと判断した場合は雇用者への報告義務があり、職場環境を変える努力をしなければなりません。この注意義務と報告義務を怠り、会社に損害を与えてしまった場合には、雇用者は労働者に損害の請求することができます。

### 4.8.3 雇用者の責務

雇用者は労働者が安全かつ健康的に労働できる環境を提供しなければなりません。潜在的な危険を把握し、その除去に努める義務があります。この目的を達成するために労働者に必要な命令をすることができます。具体的な雇用者の責務は以下の通りです。

- ・健康・安全管理責任者の任命 (20人以上の従業員がいる場合)
- ・健康・安全管理責任者 (健康・安全衛生委員会) とのミーティング
- ・危険な場所を周知させること

<sup>56</sup> 父母、養親、祖父母、子、養子、孫または兄弟姉妹。

- ・修繕、防護が必要な場所の改善
- ・危険予防のために機械等の使い方などの安全指導をすること
- ・機械等が正常に動作するように確認業務をすること
- ・機械等の危険性を周知させること
- ・誰が健康・安全管理責任者か周知させること
- ・緊急時の出口を常に確保しておくこと
- ・当局の調査が入る際に証拠を隠滅しないこと

なお、厚生労働省の調査官は、雇用者に対して安全管理ができているかを確認する権限を持ちます(レポートを求める、立ち入り調査に入る等)。

#### 4.8.4 健康・安全管理責任者

常時20人以上の労働者を有する雇用者は、健康・安全管理責任者を1人置くことが必要とされています。労働者50人ごとに雇用者は、1人ずつ健康・安全管理責任者を設置する必要があります。安全管理責任者の選任方法は、雇用者により検討しなければなりません。

#### 4.8.5 安全管理委員会

2人以上の安全管理責任者を有する事業所(労働者100人以上)は、安全管理委員会を置かなければなりません。この労働管理委員会は、3ヶ月毎の開催が義務付けられており、安全管理に関する意思決定を行う権限を有します。

#### 4.8.6 安全衛生法(OHSA: Occupational Health and Safety Act)

安全衛生法には厚生労働省の役割が規定されています。この法律により、厚生労働省の調査官が事業所に立ち入り調査をする権限が認められています。

調査官は、この法律に違反した者を罰する権限を有し、この罰則に不満がある場合は、厚生労働大臣、もしくは労働裁判所に異議を申し立てることができます。

雇用者の安全衛生法違反により、労働者が怪我を負った場合、雇用者は最大100,000 ランドの罰金、もしくは2年以下の懲役が科されることになります。

### 4.9 解雇、退職金

---

#### 4.9.1 解雇

南アフリカでは、米国などと異なり、隨時(at will)または理由なく(without cause)従業員との雇用契約を終了させることはできません。雇用者が従業員を解雇する場合には、雇用を終了する旨の通知に加え、解雇することに合理的理由があり、かつ当該解雇手続きが公正であることが求められます。

労働関連法では、解雇理由として次の4つの項目を列挙しています。

- ・不正行為(misconduct)
- ・勤務成績の不良(poor work performance)
- ・健康に起因する労務提供不能(incapacity arising out of ill health or injury)

- ・整理解雇 (operational requirements of the employer)

解雇事由により、それぞれ必要な手続きが異なっており、雇用者の従業員に対する恣意性を抑制することを目的としています。

雇用者的一方的な解雇による場合は、最後の給料日に以下の金額を支払わなければなりません。

- ・残存給与額
- ・残存賞与額またはその他の契約上の支払額
- ・通知なしで解雇した場合は、解雇通知期間の賃金(下記参照)
- ・発生しているがまだ行使していない年次有給休暇に関する支払い
- ・退職手当(勤続年数1年につき最低でも1週間分の手当)

#### 4.9.2 解雇通知期間

雇用者は、雇用期間に応じて右側の欄に従い、解雇通知を行います。

雇用期間	届出期間
6ヶ月未満の雇用	1週間前
6ヶ月以上1年未満の雇用期間	2週間前
1年以上の雇用期間	4週間前

#### 4.9.3 不当解雇

以下の理由で解雇した場合は不当解雇とみなされます。

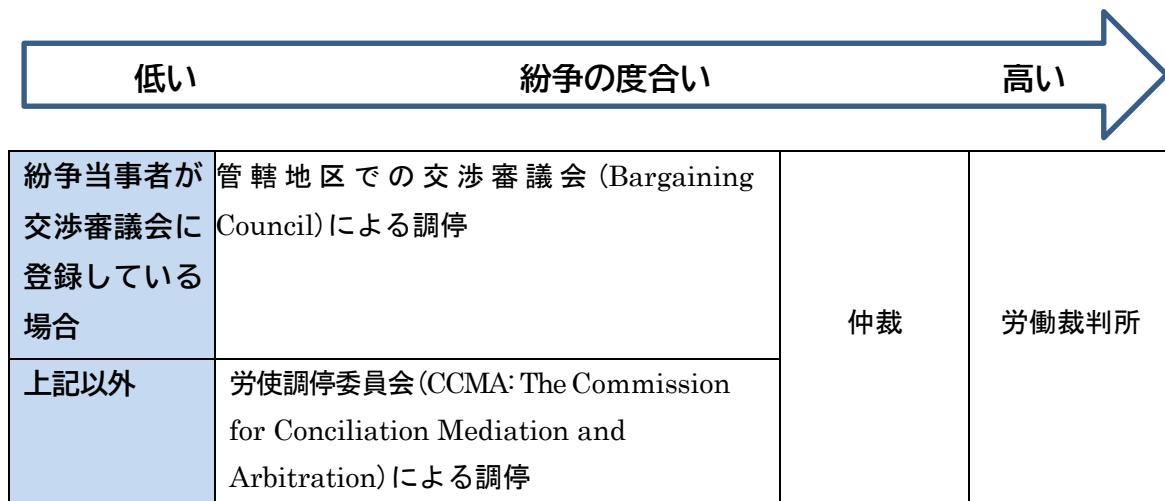
- ・ストライキに参加したこと
- ・差別
- ・会社に異議を唱えたこと
- ・妊娠したこと(または妊娠に関する何らかの理由)
- ・法律で保護された開示を行ったこと

#### 4.9.4 解雇の流れ

解雇までの流れとして、3つのパターンがあります。

- ① 解雇通知期間前に解雇予告をする
- ② 通知期間内に得られたであろう賃金を支給して、予告なしに解雇する
- ③ 重大な不正行為(gross misconduct)があった場合には予告なく解雇する(summary dismissal)

解雇や退職手当等で労働者と紛争になった場合には、以下の手続きによることになります。



基本的に解雇に正当な事由があり、かつ公正な手続きを経た場合には不当解雇には当たりません。解雇の際には、これらに沿った解雇手続きを行うことが重要です。

#### 4.10 社会保障制度

南アフリカの社会保障は、南アフリカ社会保障庁 (SASSA: South African Social Security Agency) が管轄しており、社会保険負担率は雇用者負担率が2%、労働者負担率は失業保険 (UIF、上記参照) に対する1%のみとなっています。前記3.7.3で述べた通り、雇用者は、失業保険基金 (UIF: Unemployment Insurance Fund) の拠出金と技能開発賦課金 (SDL: Skills Development Levies) を源泉徴収し、SARSに対して支払う義務を負うのが一般的です。

社会保障は、大きく分類すると社会保険と介護手当の2点に分けられます。

- 社会保険（失業保険基金、技能開発税、労働災害および職業保険）

社会保険	概要
失業保険基金 (UIF: <a href="#">Unemployment Insurance Fund</a> )	給与額の2% (雇用者が1%、従業員が1%を負担)
技能開発税 (SDL: <a href="#">Skills Development Levy</a> ) <sup>57</sup>	ほとんどの雇用者が給与額の1%を負担。技能労働者育成を目的とした税ですが、12ヶ月以内の課税対象見込額が50万ランド未満の場合は免除されます。 SDLの登録申請は、EPM101e Formを使用して行います。
労働災害および職業病保険 ( <a href="#">COIDA</a> <sup>58</sup> )	雇用者は、産業別の一定料率を負担します。従業員の給与額に料率を乗じて算出し、年次で支払い義務を負います。料率は産業の危険の程度により決定されます。 登録申請は、W.As.2E Formを使用して行います。 従業員が負傷した場合は、最初の3ヶ月間、

<sup>57</sup> Skills Development Levies Act 9 of 1999

<sup>58</sup> Compensation for Occupational Injuries and Diseases Act 130 of 1993

	事故当時の給与額の75%を支払う必要があります。
--	--------------------------

・介護手当（養子手当、扶養手当、子供手当）

養子手当 Foster Child Grant	
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・養親は南アフリカの居住者、または永住権を持つ者、もしくは難民認定されている者</li> <li>・養親および養子が南アフリカに居住していること</li> <li>・養親が法的に養子を保護し、現在もその保護下にあること</li> <li>・養子が18歳未満であること</li> </ul>
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・裁判所は養親を指定することができる</li> <li>・受給要件に養親の収入は含まれないため、高額所得者であっても養子手当を受給することができる（資産調査適用外）。</li> </ul>

扶養手当 Care Dependency Grant	
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親もその子供も南アフリカに居住者でなければならない</li> <li>・裁判所から任命された親、養親、里親であること</li> <li>・子供とは18歳未満の者をいう</li> <li>・子供が国家機関により永続的に保護されていないこと</li> <li>・子供に重度の障害があり、常時および特別なケアが必要とされること</li> <li>・両親は資産調査（下記 4.10.1 参照、以下同じ）により受給の可否が決まる</li> </ul>

子供手当 Child Support Grant	
受給要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主たる養育者は南アフリカの居住者、もしくは永住権を持っていなければならない</li> <li>・両親とその子供は南アフリカ居住でなければならない</li> <li>・子供が18歳未満であること</li> <li>・国家機関で養育されていないこと</li> <li>・両親は資産調査により受給の可否が決まる</li> <li>・6人以上子供を有する場合、6人目以降に子供手当の適用はない</li> </ul>

#### 4.10.1 資産調査(Means test)

資産調査(Means test)とは社会保険(SASSA)が、社会保険受給資格があるかどうかを評価する制度のことです。資産・年収を対象に調査され、基準金額に達する資産・年収がある者は社会保険を受給することはできません。毎年4月1日に基準金額が公表されます。2023年4月1日の基準価額は以下の表になります。

	配偶者の有無	単位：ランド
資産基準 (老齢手当、障害者手当、老兵手当が対象)	無	1,372,800
	有	2,745,600
年収基準 (老齢手当、障害者手当、老兵手当が対象)	無	96,840
	有	193,680
子供手当	無	60,000
養子手当	有	120,000 資産調査なし
扶養手当	なし	249,600
	あり	499,200

#### 4.11 黒人経済力強化政策 (B-BBEE: Broad-Based Black Economic Empowermentおよび雇用均等法)

---

B-BBEE政策は、黒人が虐げられてきた歴史から、憲法で雇用の平等を定め、さらに積極的な黒人の雇用政策を掲げています。これはアファーマティブ・アクション(積極的差別是正措置)と呼ばれるもので、南アフリカの特徴的な政策です。黒人には、生まれもしくは南アフリカ人の家計出身の黒人、カラード(混血の人々)、インド人、中国人が含まれる。

B-BBEE政策の適用を受けるのは以下のいずれかに該当している市民(大多数は黒人)になります。

- ・南アフリカで生まれている者
- ・南アフリカで生まれて亡命した先祖を有する者
- ・アパルトヘイト終了後に南アフリカで生まれており、アパルトヘイトが現存していたら不利益を受けたであろうことが予想される者
- ・新憲法の発足前に南アフリカ市民となった者

B-BBEE政策は、Broad-Based Black Economic Empowerment Act(B-BBEE法)を基礎とし、数多くの関連法からなる政策です。

特に雇用均等法(Economic Equity Act)の第3章ではアファーマティブ・アクションの項目があり、12条～27条で積極的雇用が規定され、雇用均等法に沿った雇用政策の策定が雇用者には義務付けられています。これらの規定は、①50人以上の従業員を雇用する雇用者または②所定の基準を超える年間売上高を有する雇用者に適用されます。ただし、現在提案されている改正雇用均等法案では、上記のうち、①の50人の雇用従業員の要件のみが適用され、②の年間売上高基準は要件から除外されています。上記のアファーマティブ・アクションが適用される雇用者は、指定された雇用者(designated employers)となります。

指定された雇用者は、雇用均等計画(employment equity plan)を実施し、雇用均等政策の達成に関する年次雇用均等報告書(annual employment equity report)を提出する義務を負います。

改正雇用均等法案に関して、特定のセクターを指定し、当該セクターのセクター別目標(sectoral targets)を公表する権限を、厚生労働大臣に付与されています。「全部門」の数値目標案を定めた規則案が公表され、各事業・職種レベルに関して、各部門に単一の目標を設定し、男性と女性のみを区別しています。当該規則(および改正雇用均等法案)はまだ施行されていませんが、雇用均等計画を作成する際には、指定された雇用者であるかどうかを踏まえ、当該規則の内容に留意する必要があります。最初の規則案が2023年5月12日に公表されました。パブリックコメントが相次ぎ、新たな規則案は、2024年2月1日に公表されました。

##### 【出所】

- Basic Conditions of Employment Act 75 of 1997
- Employment Equity Act 55 of 1998

- Labour Relations Act 66 of 1995
- Ministry of foreign affairs:
- Occupation Health and Safety Act 85 of 1993
- Skills Development Levies Act 9 of 1999
- Compensation for Occupational Injuries and Diseases Act 130 of 1993
- 南アフリカ労働局 (South African labour bureau)
- 南アフリカ社会保険局 (South African department of social insurance)

## Section 5: その他重要な法令・制度（個人情報保護法、紛争解決手段）

### 5.1 南アフリカの個人情報保護法(POPIA)

#### 5.1.1 規制の概要

南アフリカにおいて、個人情報を保護する主な法令は、個人情報保護法(POPIA)であり、同法は、南アフリカで個人情報を処理している事業者<sup>59</sup>に適用されます。適用対象となる事業者は、管理者(Data Controllers)と呼ばれ、管理者には、同法上、①情報責任者(Information Officer)/情報副責任者(Deputy/Vice Information Officer)に関する義務、②個人情報の収集における義務、③個人情報の処理における義務が課されます。また、同法では、データブリーチ時において管理者が講じるべき対応なども規定されています。なお、同法に関する細則として、南アフリカの情報規制当局(Information Regulator)が2018年に個人情報保護規則(Regulations Relating to the Protection of Personal Information)を制定・公表しています。

#### 5.1.2 管理者の義務

##### 情報責任者等に関する義務

個人情報保護法上、事業者の代表者は、自動的に同法上の情報責任者を担うものとされていますが、代表者以外の適切なレベルの役職員を情報副責任者として選任することもできます<sup>60</sup>。そして、情報責任者および情報副責任者が担うべき具体的な義務・職務の内容は、(a)個人情報を適法に処理するためのコンプライアンス・フレームワークの策定・実施・チェック、(b)個人情報影響評価(personal information impact assessment)の実施、(c)データ主体による各種要求への対応、(d)個人情報保護に関する情報規制当局との連携などです<sup>61</sup>。

また、南アフリカで個人情報を収集・処理している事業者は、情報責任者および情報副責任者を情報規制当局に登録する義務が課されています。なお、前述のように事業者の代表者が自動的に情報責任者となりますが、情報責任者として登録しなければ上記の義務は生じないため、登録されるまで上記の義務を負うことはありません。

##### 個人情報の収集における義務

管理者は、個人情報を収集する際、原則として、それに先立ちまたは収集後可能な限り速やかに、次の事項をデータ主体に通知しなければなりません<sup>62</sup>。

- ・ 情報の収集源
- ・ 管理者の名称および住所
- ・ 収集の目的
- ・ データ主体から任意に提供されたか、義務的に提供されたか
- ・ データ主体が情報を提供できなかった場合の結果

<sup>59</sup> また、当該事業者が自ら個人情報を処理しなくても、南アフリカで当該事業者のために個人情報を処理する者を選任する場合には、当該事業者に対しても個人情報保護法が適用されます。

<sup>60</sup> 個人情報保護法第56条

<sup>61</sup> 個人情報保護法第55条1項および個人情報保護規則第4条。なお、同規則4条は2021年5月1日より施行されました。

<sup>62</sup> 個人情報保護法第18条(1)および(2)

- ・ 収集の法的根拠
- ・ 第三国または国際機関に情報を移転する意図がある場合はその事実、および、移転する当該第三国または国際機関の個人情報の保護基準が十分であること
- ・ 情報の移転先
- ・ 情報の性質や種類
- ・ データ主体は、アクセス権、訂正権、個人情報の処理の拒否権、異議申立権を有すること
- ・ 情報規制当局の連絡先

また、これらの個人情報保護法に基づく義務に加えて、管理者は、情報アクセス促進法<sup>63</sup>上、収集した個人情報へのアクセス方法等を記載したマニュアルを作成し、ウェブサイト上等において公表する義務も負います。

### 個人情報の処理における義務

#### ＜処理義務の概要＞

個人情報の処理は、個人情報保護法で定められた場合に限り行うことができ、それ以外は禁止されます。具体的には、管理者は、(a) データ主体からの同意を得た場合、(b) データ主体が当事者である契約の履行のために必要な場合、(c) 管理者に法的義務が発生している場合、(d) データ主体の正当な権利の保護のために必要な場合、(e) 公法上の義務の履行のために必要な場合、または、(f) 管理者または第三者の正当な利益を追求するために必要な場合に、それぞれ個人情報を処理できます<sup>64</sup>。

また、個人情報保護法は、国外移転規制についても規定しています<sup>65</sup>。具体的には、(a) 国外における個人情報の受領者に、個人情報保護法と同様の処理義務を定めた拘束的企業準則または拘束的契約に従わせた場合、(b) データ主体が個人情報の国外移転に同意している場合、(c) データ主体と管理者との間の契約の履行のために必要な場合、(d) データ主体の利益となる管理者と第三者との間の契約の履行に必要な場合、または、(e) 国外移転がデータ主体の利益になるが、データ主体から同意を取得することが合理的に見て可能でない場合のいずれかに該当する場合には、管理者はデータ主体の個人情報を国外移転できます。

#### ＜国外移転ができる場合＞

- ・ 国外における個人情報の受領者に、個人情報保護法と同様の処理義務を定めた拘束的企業準則 (binding corporate rules) または拘束的契約 (binding agreement) に従わせた場合
- ・ データ主体が個人情報の国外移転に同意している場合
- ・ データ主体と管理者との間の契約の履行のために必要な場合
- ・ データ主体の利益となる管理者と第三者との間の契約の履行に必要な場合
- ・ 国外移転がデータ主体の利益になるが、データ主体から同意を取得することが合理的に見て可能でない場合

<sup>63</sup> Promotion of Access to Information Act 2 of 2000

<sup>64</sup> 個人情報保護法第11条(1)各号

<sup>65</sup> 個人情報保護法第72条

### 5.1.3 データブリーチ時の管理者の対応

個人情報保護法上、データブリーチの明確な定義はありませんが、データ主体の個人情報はデータ主体があらかじめ同意した提供先以外の者に、アクセスされたなどの事情が存在すれば、情報の不正アクセス (security compromises) となり、データブリーチと考えられます。その場合、管理者は、情報規制当局およびデータ主体に、情報の不正アクセスの発見後、「合理的な範囲で可能な限り速やかに」、法執行の正当な必要性、または、不正アクセスの範囲を決めるためおよび管理者の情報システムの保全回復のために合理的に必要な手段を考慮して、通知しなければなりません<sup>66</sup>。

### 5.1.4 エンフォースメント

個人情報保護法上、故意または重過失で、管理者の同意なく、データ主体のアカウント番号を取得、開示、売却したなどの違法行為を行った者は、最大で10年以下の懲役または罰金若しくはその両方が科されます<sup>67</sup>。この刑事訴追の代替として、情報規制当局は、1000万ランドを超えない範囲で行政罰を課すことができます<sup>68</sup>。行政罰を受けた者は、情報規制当局と行政罰の分割払いの協議をするか、裁判所に不服申立てを行うことを選択できます<sup>69</sup>。

また、データ主体または情報規制当局は、個人情報の侵害につき、管理者に対して、民事訴訟で損害賠償請求ができます<sup>70</sup>。

#### ＜エンフォースメント＞

- 刑事訴追
  - ・ 故意または重過失で、管理者の同意なく、データ主体のアカウント番号を取得、開示、売却などの違法行為を行った者
  - ・ 最大 10 年以下の懲役または罰金若しくはその両方が科される
- 行政罰
  - ・ 情報規制当局による、1000 万ランドを超えない範囲の行政罰
  - ・ 刑事訴追の代替
  - ・ 行政罰を受けた者は、情報規制当局と行政罰の分割払いの協議をするか、裁判所に不服申立てを行うことを選択できる
- 民事訴訟
  - ・ データ主体または情報規制当局は、個人情報の侵害につき、管理者に対し、損害賠償を求めて民事訴訟を提起できる

#### ＜摘発事例＞

南アの規制当局は、個人情報保護法違反に関する摘発を活発に行われており、直近では次の5件の摘発事例が公表されています。

##### (1) Trans Unionによる個人情報漏えい事例

<sup>66</sup> 個人情報保護法第22条

<sup>67</sup> 個人情報保護法第107条・同法106条(1)

<sup>68</sup> 個人情報保護法第109条(2)(c)

<sup>69</sup> 個人情報保護法第109条(2)(d)

<sup>70</sup> 個人情報保護法第99条

項目	内容
事案の概要	南アの信用情報提供機関Trans Unionが保有する5,400万人分の個人情報について、第三者により不正アクセス(Security Compromises)が行われる。
規制当局の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセス(Security Compromises)の際に行うべき、情報規制当局およびデータ主体に対する通知(特に、不正アクセスの状況の説明が不十分)</li> <li>以下を Trans Union に指示。 <ul style="list-style-type: none"> <li>不正アクセスの結果生じ得る事項の詳細な説明</li> <li>不正アクセスの悪影響を軽減させるためのデータ主体が取り得る対策に関するアドバイスの提供</li> <li>Trans Union が実施し、実施しようとしている対策の内容の説明</li> </ul> </li> </ul>

## (2) 南ア警察の違反事例

項目	内容
事案の概要	南ア警察(South Africa Police Service)は、Krugersdorp地域での性被害者の個人情報を、同警察の警察官が保有するソーシャルメディア(WhatsApp)を通じて漏洩
規制当局の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報を侵害している管理者に対して Enforcement Notice<sup>71</sup>を発出</li> <li>規制当局は、管理者に対して、データブリーチをデータ主体に通知し、全国紙とソーシャルメディアを通じて謝罪広告を掲載するように指示</li> </ul>

## (3) 南ア司法省の違反事例

項目	内容
事案の概要	南ア司法省(Department of Justice and Constitutional Development)において、第三者による不正アクセス(Security Compromises)が行われ、それにより、同省職員がITシステムを使用できなくなり、公共サービスの実施に支障が生じた。また、その際不正アクセスを監視する適切な技術対策の不実施が見つかった。
規制当局の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>南ア司法省に対して、次の対策を実施することを命じた Enforcement Noticeを発出。 <ul style="list-style-type: none"> <li>通知の受領後、31日以内にウィルス対策ソフトの更新</li> <li>上記の更新を怠った役職員に対し、懲戒手続きの実施</li> <li>しかるべき時期までに上記を実施しなかった場合は、1000万ランドを超えない行政罰、または、関係する役職員に対する懲役刑を課すこと</li> </ul> </li> <li>その後、上記を遵守していないと判断し、23年7月4日付で、500万ランドの行政罰を課した。</li> </ul>

<sup>71</sup> 個人情報保護法第95条に基づき、個人情報を侵害している管理者に対して下記のいずれかを求めることができる行政通知のことをいいます。

(i) 規制当局は、指定された時期までに指定の内容を実施または控えるように命令  
(ii) 個人情報の処理の中止など

#### (4) Dis-Chemの違反事例

項目	内容
事案の概要	南アの大手薬局チェーンDis-Chemが利用しているプロバイダーでパスワードを破るサイバー攻撃により、不正アクセスを受ける。これにより、同社のデータベースから約360万人の個人情報が流出した。規制当局の調査により、データ主体への通知や不正アクセスを防止する適切な技術対策(プロバイダーとの適切な保護手段確保のための契約の締結等)の不実施が見つかった。
規制当局の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>● Dis-Chemに対して、次の対策を実施することを命じた Enforcement Noticeを発出           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人情報影響評価の実施</li> <li>・ 個人情報を扱う取引先との個人情報保護法を遵守させるための契約の締結</li> <li>・ 報告義務を遵守させるためのコンプライアンス・フレームワークの策定・実施・チェック</li> </ul> </li> <li>● 通知の受領後31日以内に、上記の対策を履行したことを報告し、もし当該報告を実施しなかった場合は、1000万ランドを超えない行政罰、または、関係する役職員に対する懲役刑を課す</li> </ul>

#### (5) FT Rams Consultingの違反事例

項目	内容
事案の概要	FT Rams Consultingがデータ主体からオプトイン方式(事前にデータ主体から所定の方法での同意を得る方法)により同意を取得する必要があるにも関わらず、同意を取らずダイレクトマーケティングを実施。
規制当局の判断	<ul style="list-style-type: none"> <li>● FT Rams Consultingに対して、次の対策を実施することを命じた Enforcement Noticeを発出           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ データ主体の同意のないダイレクトマーケティングの禁止</li> <li>・ 個人情報影響評価の実施</li> <li>・ 報告義務を遵守させるためのコンプライアンス・フレームワークやトレーニングマニュアルの策定・実施・チェック</li> </ul> </li> <li>● 通知の受領後90日以内に、上記の対策を履行したことを報告し、もし当該報告を実施しなかった場合は、1000万ランドを超えない行政罰、または、関係する役職員に対する懲役刑を課す</li> </ul>

## 5.2 南アフリカの紛争解決手段の概要

### 5.2.1 裁判所による裁判システム

南アフリカには通常の裁判所による裁判システムがありますが、特定の事項の審判を行うために設置された専門の裁判所もあります。専門の裁判所として、労働裁判所(Labour Court)、労働控訴裁判所(Labour Appeal Court)、所得税専門裁判所(Specialist Income Tax Court)、選挙裁判所(Electoral Court)、会社審判所(Companies Tribunals)、競争委員会(Competition Commission)、競争審判所(Competition Tribunals)、競争控訴裁判所(Competition Appeal Court)、消費者委員会(National Consumer Commission)および消費者審判所(National Consumer Tribunal)があります。

### 5.2.1.1 紛争解決に要する時間

紛争の解決に要する時間は、問題の緊急性、複雑性および訴訟当事者が訴答(pleadings)を提出すべき期間を遵守するかどうかによって異なる。訴訟期間は、8カ月(事件が単純で当事者が協力的である場合)から5年以上(事件が複雑である場合や当事者が協力的でない場合、または第一審から控訴等された場合)まで様々です。

また、南アフリカの裁判所には訴訟の未処理件数が多く、裁判手続きに遅れが生じる可能性があることにも留意する必要があります。多くの裁判所では、紛争解決の過程で生じる副次的かつ複数の論点を審理するために、調停への付託の奨励、中間裁判所および審理準備手続の導入など紛争解決手続を迅速化するための措置を試みられています。ヨハネスブルクの高等裁判所(High Court)は、会社法に起因する紛争の解決に特別な専門知識を有する商事裁判所(Commercial Court)を設置しました。この裁判所は、米国デラウェア州や英国ロンドンの商業裁判所の事例を参考にしています。商事裁判所の設置により、効率的な裁判所における商事紛争解決が期待できます。

2020年の初めに、CaseLinesと呼ばれるオンラインケース管理システムがヨハネスブルクおよびプレトリアを管轄とする高等裁判所で実施されました。このシステムにより、訴訟当事者は、訴状その他の書類を電子的に提出・アップロードすることができ、そこから弁護士および裁判所は、関連する訴訟書類および裁判所の書類をオンラインで閲覧することができるようになりました。さらに、2022年には、Court Onlineと呼ばれるオンライン事件管理システムが導入され、ヨハネスブルクおよびプレトリアの高等裁判所で開始されました。法廷実務家は、裁判所に物理的に立ち会うことなく、どこでも電子的に文書を提出することができるようになりました。他の法域でも試みられているように、高等裁判所の各部門は、可能な限り、遠隔地で裁判所の審理を行っています。

### 5.2.2 訴訟に代わる紛争解決手段

南アフリカでも国際的なトレンドに従い、紛争を短期間で解決することを希望する当事者にとって、仲裁および調停は、訴訟に代わる望ましい紛争解決手段になりつつあります。

- 調停** 当事者から選任された第三者(調停人)が、当事者が合意可能な解決策を提示し和解を促す紛争解決プロセス。調停人は通常、当事者に拘束力のある結論または和解を課すことはできない。
- 仲裁** 当事者が紛争を仲裁人または仲裁裁判所に付託することに合意する紛争解決プロセス。

また、仲裁および調停手続は、原則として非公開で行われるのに対し、通常の裁判手続は、公開で行われます。

### 5.2.3 外国の判決や国際仲裁の裁定に関する南アフリカでの執行可能性

#### 外国判決の執行

南アフリカでは、外国判決の執行に関して、外国民事判決執行法<sup>72</sup>に基づき、南アフリカの裁判所に判決を登録することにより、外国判決を執行することが可能です。ただし、この法律の適用範囲は、極めて狭く、官報に掲載されている通商産業大臣の指定する国の判断に限ります。これまでのところ、ナミビアのみが指定されています(1997年4月1日発行の政府官報第17881号参照)。

ほとんどのケースでは、南アフリカで外国判決の執行を求める請求人は、その判決を承認し、それが南アフリカで執行可能であると宣言する命令を南アフリカの裁判所に申し立てなければなりません。当該裁判所が当該外国判決を承認すると、請求者は執行令状を入手し、判決の執行に進むことができます。外国判決を承認し執行する申し立てが承認されるためには、請求人は、次の事項を証明しなければなりません。

- 判決調書が最終的かつ決定的なものであること
- 詐欺または自然法に反する方法で得られたものではないこと
- Protection of Businesses Actに違反しないこと
- 判決の執行が南アフリカの公共の福祉(public policy)に反しないこと
- 当該外国裁判所が法の適用に関する通則法に従って管轄権および権限を有していたこと
- 当該判決はそれが発せられた国において引き続き効力を有すること

#### 仲裁法および仲裁判断の執行

南アフリカでは、2017年12月に国際仲裁法<sup>73</sup>が成立し、仲裁法が改正されました。現在、南アフリカには2つの主要な仲裁制度があり、国内仲裁は仲裁法とコモンローによって規制され、IAAは国際商事仲裁を規律しています。なお、南アフリカの仲裁法は、国際商事仲裁に関するUNCITRALモデル法を採用しています。

IAAの重要な目的の一つは、仲裁合意ならびに仲裁判断の承認および執行を規定し、1958年の外国仲裁判断の承認および執行に関するニューヨーク条約(ニューヨーク条約)に基づき執行が可能なことになります。

IAAおよびモデル法の原則は、ニューヨーク条約に従い、南アフリカにおいては、仲裁合意および仲裁判断は、それが行われた国とは無関係に、承認されなければならないというものです。仲裁判断を執行するためには、南アフリカの高等裁判所(High Court)に申し立てる必要がありますが、高等裁判所は、当該仲裁判断が公序良俗に反する場合または当該事案が南アフリカにおける仲裁に付託することができない場合に限り、当該仲裁判断の承認および執行を拒否することができます。外国仲裁判断の執行を受ける当事者は、その申立てに異議を申し立てることができます。

<sup>72</sup> Foreign Civil Judgement Act 32 of 1988

<sup>73</sup> IAA: International Arbitration Act 15 of 2017

【出所】

- Protection of Personal Information Act 4 of 2013
- Promotion of Access to Information Act 2 of 2000
- Information Regulator: [Home - Information Regulator \(inforegulator.org.za\)](http://inforegulator.org.za)
- Foreign Civil Judgement Act 32 of 1988
- International Arbitration Act 15 of 2017